

# I . 本 編

● 勧告 a)に対する回答本文	.....	1～ 5
● 勧告 b)に対する回答本文	.....	6～13
● 勧告 c)に対する回答本文	.....	14～24
● 勧告 d)に対する回答本文	.....	25～26
● 勧告 e)に対する回答本文	.....	27～29
● 勧告 f)に対する回答本文	.....	30～35
● 勧告 g)に対する回答本文	.....	36～49
● 勧告 h)に対する回答本文	.....	50～53



## 勧告 a)

端島炭坑の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること。

### 1. 背景

イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B)(98～99ページ)には、第39回世界遺産委員会決議に含まれた勧告 a)の前提として、以下の諸点が記述された。

- イコモスは、端島炭坑にさらに詳細な管理保全計画が必要であると考え、資産の保全状況は悪く、大規模な保全措置が緊急に求められる。
- 管理保全計画は明治期に関連する構成要素の劣化の進行を防ぐ全体的な方針を提示するものでなければならない。
- 現在は、全体的な保全状況をもとにした優先措置が講じられていない状態にあり、措置を実施する時間的枠組みも定まっていない。
- 特に、外壁のみならず島全体を維持するために、護岸遺構に対しての緊急措置が必要である。イコモスは、措置が講じられるために、来年の会計年度から5年間にわたり、年間2億円が計上されることを確認している。

### 2. 方向性

上記の背景を踏まえ、勧告 a)に対する方向性を以下のとおり定めた。

長崎市は、内閣官房が作成した各構成資産の修復・公開活用計画の標準構成(付属資料 a)-1)に基づき、端島炭坑の修復・公開活用計画を策定した。「保全措置に係る計画」は、長崎市が策定した「端島炭坑の修復・公開活用計画」のうち、主として修復に係る部分を抜粋したものである。「保全措置に係る計画」には、端島炭坑の保全措置の方針・方法及び詳細な保全手法の実施スケジュールを記載し、本保全状況報告書に付属資料 a)-2)として添付した。

### 3. 「保全措置に係る計画」の構成

端島炭坑の「保全措置に係る計画」は、概ね以下の構成の下に策定した。

- ① 端島炭坑の顕著な普遍的価値に貢献する要素を整理し、保全措置の考え方を明示した。
- ② 上記の考え方に基づき、端島炭坑の保全措置の方針を明示した。
- ③ 端島炭坑の保全措置として、ア. 調査研究、イ. 修復、ウ. 産業システムの明示、エ. 景観(外観)の維持(周辺の保全環境の改善)の4点にわたり具体的な方法を明示した。
- ④ 優先順位を踏まえた段階的な事業の実施スケジュールを明示した。

### 4. 「保全措置に係る計画」の概要

端島炭坑の「保全措置に係る計画」では、世界遺産委員会決議(39COM 8B.14)及びイコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B)に基づき、顕著な普遍的価値に貢献する構成要素に重点を置いた保全措置の考え方・方針・方法を明示した。端島炭坑の「保全措置に係る計画」は付属資料 a)-2)に示すとおりであり、その概要は以下のとおりである。

## (1) 保全措置の考え方

長崎市は、修復に際して以下の3点から総合的に判断し、構成要素ごとに優先順位を付けて物理的な改善手法を講ずることとした。

- ① **島の存続維持**; 島内の遺構・遺物の保存基盤となる端島の地形を守るために、周囲の護岸・擁壁の機能を確実に維持する。
- ② **遺構の安定的維持**; 世界遺産の顕著な普遍的価値に貢献する遺構、史跡の本質的価値を表す遺構を確実に維持する。
- ③ **景観(外観)の維持**; 海上からの遠景では軍艦のような独特のシルエット(外観)、近景では劣化破損が進行した廃墟の景観の維持に努める。

上記の①～③は、顕著な普遍的価値に貢献する構成要素の維持・保存の観点から、次のとおり再整理できる。

- 1) 顕著な普遍的価値に貢献する構成要素(明治時代の護岸遺構・生産施設遺構)を安定的な状態で維持するために、それらの劣化・不安定化した箇所の修復を行う。
- 2) 軍艦のような端島の独特のシルエット、石炭産業の発展・衰退の歴史、炭坑コミュニティの実態を表す証拠を継承するために、世界遺産としての顕著な普遍的価値に貢献する構成要素以外の史跡の本質的価値を表す構成要素(コンクリート造の生産施設遺構)及び史跡の本質的価値に密接に関連する構成要素(居住施設遺構)の修復を行う。
- 3) 構成要素の劣化状況、適用可能な保存技術の有無、世界遺産の顕著な普遍的価値への貢献度、他の構成要素及び来訪者の安全性への影響の程度、必要とされる経費等の側面から、総合的に判断して優先順位を設定し、段階的に修復に着手する。
- 4) 端島炭坑に存在する鉄筋コンクリート造の遺構の中には、劣化・破損の進行により将来的に構造体としての維持が困難となるものも含まれている。長期的にはそれらの密度が徐々に低下していくことは避けられないものの、周囲の海上から展望される軍艦のようなシルエット(外観)の維持には最大限の配慮を行う。

## (2) 方針・方法

保全措置の方針・方法の概要を、ア. 調査研究、イ. 修復、ウ. 産業システムの明示、エ. 景観(外観)の維持(周辺の保全環境の改善)の4つの観点からまとめると、以下のとおりである。

### ア. 調査研究

世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値における端島炭坑の位置付けの再確認及びさらなる深化のために、遺跡の調査(発掘調査を含む。)、産業(採炭)システムを明らかにする文献資料調査、世界遺産及びその周辺の景観調査、来訪者の状況及び構成資産への影響の調査を行う。

特に明治期の坑口・捲座跡等の生産施設遺構があったと想定されている箇所については、建造物の修復等を行う際に、可能な範囲で地下の遺構・遺物の確認調査を実施する。

鉄筋コンクリート造、石積み、煉瓦造等の建造物の材質分析・強度試験を実施し、建造物の劣化状況を科学的に把握する。建造物の修復を行う前には、安全に調査・修復を実施できる

よう施設の測量調査・構造調査・地盤調査を行い、構造物の安全性能についても把握する。

また、構成資産と緩衝地帯の状況を把握するために、モニタリング・カルテを活用して年1回のモニタリングを実施する。その結果をまとめた年次報告書を長崎地区管理保全協議会に報告し、その評価を修復・公開活用に反映させる。

#### イ. 構造物・遺跡の修復

端島炭坑の構成要素である「護岸遺構」、「擁壁遺構」、「生産施設遺構」、「居住施設遺構」を対象として、30年間で3つの段階に区分し、優先順位を付けて段階的に修復を行う。

遺跡の構成要素ごとの保全の優先順位は、画一的ではなく、劣化状況、適用可能な保存・修復技術、世界遺産の顕著な普遍的価値への貢献度、他の建造物及び来訪者の安全性への影響、必要とされる費用等の面から総合的に判断する。

護岸遺構の修復に当たっては、顕著な普遍的価値に貢献する構成要素の維持を優先し、護岸の機能を損なうような大規模な形状の変容を起こす可能性のある箇所から着手する。その後、護岸の機能を維持することを目的として周囲の護岸を補強する。

しかし、厳しい環境に置かれた護岸遺構を修復するためには、護岸の強度面における技術的な観点からさらなる考慮を要することから、技術的・専門的な体制による検討部会を立ち上げ、協議を継続して実施することとしている。

擁壁遺構については、現時点で損傷があまり見られないことから、端島全体の修復状況等を考慮して実施する。世界遺産の構成要素のうち、擁壁の劣化度が高いものから修復を行う。

生産施設遺構については、世界遺産の構成要素の維持を優先し、劣化度が高い遺構から修復を行う。その後、石炭生産のシステムの流れを示す一連の遺構の修復を行う。

居住施設遺構については、島の独特な景観への貢献度が高い建築物の中から、工法が確立されており保存の実現性が高い建築物から優先して修復を行う。

#### ウ. 採炭システムの明示・説明

採炭システムの明示・説明のための施設設置は、①護岸遺構ゾーン、②生産施設遺構ゾーン、③居住施設遺構ゾーンの3つのゾーンに区分して行う(図1)。

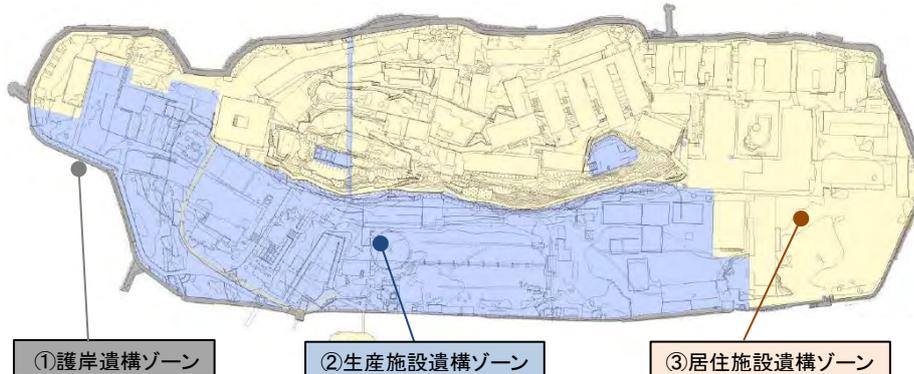


図1 端島炭坑地区区分図

##### ① 護岸遺構ゾーン

島の周囲の護岸遺構のゾーンである。護岸遺構の保存のための修復を基本とし、活用のための施設設置は行わない。

② 生産施設遺構ゾーン

石炭の生産に関連する施設遺構のゾーンである。見学通路に限って公開し、調査・研究と公開に必要な施設の設置を行う。

- 最小限の規模での新たな見学通路を設置する。
- 見学広場に世界遺産登録記念銘板、小規模な情報発信機器を設置する。

③ 居住施設遺構ゾーン

職員や鉱員の居住生活に関連する施設遺構のゾーンである。調査・研究及び修復等に必要な施設の設置を行う。

- 管理用通路を設置する。

エ. 景観(外観)の維持

明治期から始まる石炭産業の創業・発展の様相を示し、海底炭坑の島として特徴的な①生産施設が残存する現状の産業景観、②護岸・生産施設、居住施設により造り出された「軍艦」のような独特の景観、③劣化破損が進行した廃墟の景観の継承を目指す。原則として、端島炭坑の遠景の景観に大きく貢献する直立護岸を維持する。

また、現時点では、緩衝地帯である周辺海域に新たな構造物を設置する計画はない。今後とも海岸法、港湾法、長崎県海域管理条例に基づき保護する。

(3) 事業の実施スケジュール

長崎市は、平成30年を起点とする30年間の事業実施スケジュールを定めた。

事業実施スケジュールは10年ごとの3つの段階から成るが、進捗状況・財政状況・保存工法等の研究成果を踏まえ10年ごとに見直すこととしている。長崎市は30年間の事業実施スケジュールに伴う事業費として約108億円を想定しており、平成27年に設置した「端島(軍艦島)整備基金」等を有効に活用することとしている。その中には、イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B)において言及された「来年の会計年度から5年間にわたり計上予定の年間2億円の予算」(=計10億円)を含んでいる。

5. 既に優先的に実施している諸事業

端島炭坑は昭和49年の閉山後、護岸の災害復旧及び上陸見学者のための見学通路設置を除き、保存のための修復を実施していない。そのため、各遺構の劣化が進行しており、特に次に掲げる施設については崩落等の危険性が高く、遺構保存上の影響が大きいことから、平成26年から緊急的な事業として優先的に構造維持のための対策を実施している(図2及び(1)~(3))。

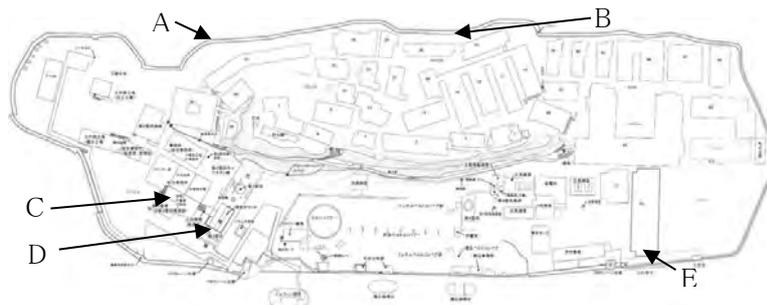


図2 準備期間において緊急的に修復を行ったA~Eの位置 (修復箇所の現況・対策状況については次ページの(1)~(3)を参照)

(1) 護岸遺構

修復箇所	現況	対策状況
A:31号棟西側護岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸背面が洗掘され、大きく陥没している。</li> <li>・放置すると陥没範囲が拡大し、護岸の安定性が失われ倒壊に至る可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度に海側開口部をコンクリートで閉塞した(平成26年11月完了)。</li> <li>・平成27年度に陥没部をコンクリートで充填した(平成27年9月完了)。</li> </ul>
B:51号棟西側護岸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸背面が平成26年7月の台風で洗掘され、大きく陥没している。</li> <li>・放置すると陥没範囲が拡大し、護岸及び51号棟の安定性が失われ、倒壊に至る可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度に海側開口部をコンクリートで閉塞した(平成26年11月完了)。</li> <li>・平成27年度に陥没部をコンクリートで充填した(平成27年9月完了)。</li> </ul>

(2) 生産施設遺構

修復箇所	現況	対策状況
C:第3堅坑捲座跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁が1面だけ独立した形状で残っており、構造物として不安定となっている。</li> <li>・壁全体にクラックや煉瓦脱落が確認でき、特にアーチクラウン部の脱落はクラウン部及びその上部の煉瓦崩落につながる可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度にアーチクラウン部の煉瓦脱落部に煉瓦を追加した(平成28年3月完了)。</li> <li>・平成28年度に補強(第1次対応)を実施した(平成29年3月完了)。</li> <li>・平成29年度以降、構造調査、基本設計・実施設計及び委員会等での議論を経て、補強工事(第2次対応 構造安定化)を予定している。</li> </ul>
D:入坑棧橋(検身所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段状の通路を支えていたトラス状鉄骨が腐食減失し、コンクリート構造だけで残存している。</li> <li>・全体的に湾曲し、鋼材支点部の劣化が顕著である。</li> <li>・一気に崩壊する可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度に補強(第1次対応)を実施した(平成29年3月完了)。</li> <li>・平成29年度以降、構造調査、基本設計・実施設計及び委員会等での議論を経て、補強工事(第2次対応 構造安定化)を予定している。</li> </ul>

(3) 居住施設遺構

修復箇所	現況	対策状況
E:70号棟(端島小中学校)下部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成3年の台風により護岸が決壊した際に、洗掘を原因とする大規模な空洞が発生している。</li> <li>・コンクリート杭基礎が露出し、杭も数本が減失している。</li> <li>・建物は杭基礎による支持を失っており、不安定となっている。・建物が崩壊した場合、護岸に影響を与える可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度に実施設計及び委員会等での議論を行った。</li> <li>・平成29年度、30年度に洗掘箇所の埋戻しを予定している。</li> </ul>

6. 参照すべき付属資料

付属資料 a)-1 各構成資産の修復・公開活用計画の標準構成

付属資料 a)-2 端島炭坑(エリア6 長崎／構成資産6-7)の「保全措置に係る計画」

## 勧告 b)

資産(の全体)及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。

### 1. 背景

イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B)の98～99ページには、第39回世界遺産委員会決議において勧告 b)を付議する前提として、以下の諸点が記述された。

- 旧グラバー住宅・宮原坑・万田坑・修繕工場など、保全状況の見直しが必要な構成資産が存在する。
- より重要な保全措置がいかに優先され、いつ実施に移されるのかが明確ではない。

### 2. 方向性

上記の背景を踏まえ、勧告 b)に対する方向性を以下のとおり定めた。

- 内閣官房は各構成資産の修復・公開活用計画の章立て及び各章節に記載すべき事項等を示した「標準構成」(付属資料 a)-1)を作成し、それに基づき各構成資産の所有者又は関係地方公共団体が修復・公開活用計画を策定することにより、個々の計画が資産の全体を見通した統一感のあるものとなるよう努めた。付属資料 b)-1～16 は、所有者又は関係地方公共団体が策定した「各構成資産の修復・公開活用計画」のうち、主として修復に係る部分を抜粋したものである。
- 資産全体の観点から、個々の構成資産における保全措置の事業に優先順位を定めることは行わずに、国又は地方公共団体等の関係機関において、年度ごとの予算措置等の状況を勘案しつつ、全ての構成資産に衡平性のある事業進行の調整に努めることとした。
- 各構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」は、顕著な普遍的価値に対する各構成資産の位置付け、各構成資産の固有の立地・特質、現状等を踏まえ、構成資産の内外に所在する諸課題を解決するとともに、構成資産内の顕著な普遍的価値に貢献する構成要素の確実な保存に主眼を置いた修復を目指して策定した。
- 各計画には事業項目ごとに優先順位を付した事業の実施スケジュールを示した。
- 各構成資産において既に優先的に実施している諸事業の一覧を付属資料 b)-17として添付した。

### 3. 「保全措置の計画及び実施計画」の構成

各構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」は、概ね以下の構成の下に作成した。

- ① 構成資産の顕著な普遍的価値に貢献する要素を整理し、保全措置の考え方を明示した。
- ② 上記の考え方にに基づき、構成資産の修復の方針を明示した。
- ③ 構成資産の保全措置として、ア. 調査研究、イ. 修復、ウ. 産業システムの明示、エ. 周辺の保全環境の改善の4点にわたり具体的な方法を明示した。

- ④ 優先順位を踏まえた段階的な事業の実施スケジュールを明示した。

#### 4. 「保全措置の計画及び実施計画」の内容(概要)

各構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」では、第39回世界遺産委員会決議(39COM 8B.14)及びイコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B)に記載された事項に基づき、顕著な普遍的価値に貢献する構成要素に重点を置いた保全措置の考え方・方針・方法を明示した。

各構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」は付属資料 b)-1～16 に示すとおりであり、その概要は以下のとおりである。

なお、エリア6 長崎の三菱長崎造船所第三船渠(構成資産6-2)、同ジャイアント・カンチレバークレーン(構成資産6-3)、旧木型場(構成資産6-4)、占勝閣(構成資産6-5)の4つの構成資産については、既策定の管理保全計画(CMP)に基づき、日常的な維持管理の行為を確実に継続していくことにより顕著な普遍的価値は確実に継承されることから、「保全措置の計画及び実施計画」を策定しなかった。

##### (1) 萩反射炉(エリア1 萩／構成資産1-1)

萩反射炉は、幕末期の日本及び萩(長州)藩が急激な産業化に向けて「試行錯誤した産業化初期の象徴」となる建造物であり、製鉄・製鋼分野における試行錯誤の挑戦段階を示している。

萩市は、当面の修復において上層部の煉瓦積み部分の大規模な解体修復を行わないこととし、劣化が顕著な箇所への補修用煉瓦等の部分的な嵌め込みを基本としつつ、必要に応じてその他の手法を補完的に併用することにより、必要最小限の修復を行う。さらに、反射炉本体の継続的な変位調査・定点観測などによる長期的なモニタリングを行い、構法・材料に関する調査研究を進めつつ、次の段階における修復に備えて新たな知見・技術の蓄積を行う。

萩市は、構成資産内の来訪者動線上に萩反射炉の全容を確認できる視点場を設けるとともに、近づいて多方向から反射炉の形姿を観察できるよう来訪者動線を確保する。また、周辺地域からも萩反射炉が確認できるよう樹木の剪定等を行う。さらに、萩反射炉から近隣の構成資産の恵美須ヶ鼻造船所跡を展望できるよう視点場の設定も行う。

##### (2) 恵美須ヶ鼻造船所跡(エリア1 萩／構成資産1-2)

恵美須ヶ鼻造船所跡は、萩(長州)藩が海防への危機意識から軍備拡充を進めるために、異なる国の洋式造船技術によって木造帆走式洋式軍艦を建造した造船所の遺跡であり、製鉄・製鋼及び造船分野における試行錯誤の挑戦段階を示している。

石積み防波堤の築石の変状・劣化等について、モニタリング・カルテによる経過観察を行い、これまでの修復の履歴を把握しつつ、必要に応じて補修及び修復を行う。

萩市は、発掘調査の成果に基づき、保護盛土の直上の地表面に地下遺構の位置・規模の表示を行い、それらの相互のつながりを踏まえた当時の造船システムを来訪者が理解できるよう見学路に沿って情報提供を行う。

造船所が開設される以前から存在し、閉鎖後も形姿を留める恵美須社及びその背後に広がる山林の景観、小畑浦一帯の良好な漁港・漁村の景観を維持するとともに、必要に応じて修景

等の改善を行う。

### (3) 大板山たたら製鉄遺跡(エリア1 萩／構成資産1-3)

大板山たたら製鉄遺跡は、萩(長州)藩が海防の危機意識から軍備拡充を図るため、木造帆走式洋式軍艦の建造に必要な原料鉄を供給した日本古来の製鉄技法に係る遺跡であり、製鉄・製鋼及び造船の分野における試行錯誤の挑戦段階を示している。

萩市は、遺跡の持続可能な状態を維持する。石敷等の露出遺構のうち劣化が進行した箇所について原因を把握し、遺構への影響を最小限に抑制する方法で維持・強化を行う。

同時に、萩市は製錬の工程が実感できるような動線の設定等により、来訪者の十分な理解促進を図る。また、洋式軍艦を建造した恵美須ヶ鼻造船所跡との関連性についても解説を行う。

燃料炭の供給源となった周辺の森林、砂鉄の精洗等に必要な水の供給源となった河川については、所有者・管理者が適切に管理する。特に、森林は萩市と森林所有者・管理者が長期的に操業当時の林相への誘導を図る。

### (4) 萩城下町(エリア1 萩／構成資産1-4)

萩城下町は、城跡、旧上級武家地、旧町人地の3地区から成り、萩の製鉄・製鋼及び造船の分野における試行錯誤及び挑戦の段階の地域社会の様相を一体として示す構成資産である。

萩市は、歴史的建造物等及び地下の遺構の安定的維持のために修復を行い、城跡と城下町の良好な景観を維持する。城跡では、往時の景観を伝える石垣の安定した状態の維持を目指し、孕み・緩みが生じている箇所を対象として、主として伝統的な工法により復旧する。外堀は修復を完了しているため、現状を維持するために必要な部分の修復を行う。旧上級武家地及び旧町人地の伝統的な建造物は、現在の状態を安定的に維持するために修復を行い、明らかに近代以降に付加された箇所の伝統的材料への転換を図る。

萩城下町を構成する3地区の歴史・機能が理解できるよう複数の見学ルートを設定し、ルート沿いに解説板・道路標識等を設置する。

### (5) 松下村塾(エリア1 萩／構成資産1-5)

松下村塾は、幕末から明治時代にかけての日本の近代化・産業化に尽力した多くの人材を育てた教育の場であり、萩の製鉄・製鋼及び造船の分野における試行錯誤及び挑戦の段階を示す構成資産である。

所有者である宗教法人松陰神社は、吉田松陰の実家及び松下村塾舎の2つの建造物の良好な状態を安定的に維持し、不安定となっている箇所を強化する。また、萩市が行う定期的なモニタリングに基づき、宗教法人松陰神社は適切な時期を定めて補修を行う。屋敷地を囲う生垣は絵図等をもとに補植し、往時の屋敷地の範囲及び雰囲気を回復する。さらに、神社参拝者と構成資産来訪者の動線を区分し、神社内の混雑の解消と来訪者圧力の低減を図る。

### (6) 旧集成館(エリア2 鹿児島／構成資産2-1)

旧集成館は、欧米列強の脅威を察した薩摩藩が富国強兵・殖産興業政策として実施した集成館事業の工場群跡であり、製鉄分野における試行錯誤の挑戦段階及び造船分野における西洋の科学技術の導入段階までを示す構成資産である。

反射炉跡・紡績工場跡等の地上又は地下の遺構には、現時点で早急な対応を要する箇所は認められないが、所有者である鹿児島市及び株式会社島津興業は、モニタリングにより状況を把握し、劣化・損傷等が確認された場合には発掘調査及び修復を行う。

所有者は、大砲製造、造船・紡績等に関する当時の産業システムの流れをイメージできるよう順路を設定し、順路に沿って案内・解説板などを設置し、遺構表示を行う。

尚古集成館(機械工場)及び技師館におけるガイダンス機能の役割分担を明確にするとともに、株式会社島津興業は、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の概要と集成館事業全体について解説する新たなガイダンス施設を利便性の高い場所に設置する。

#### (7) 寺山炭窯跡(エリア2 鹿児島／構成資産2-2)

寺山炭窯跡は、集成館事業に必要とされた燃料の供給のために、白炭生産を目的として築造された大型の炭窯の跡であり、製鉄分野の試行錯誤の挑戦段階を示す構成資産である。

鹿児島市は、窯体の石積みの変位測定を行い、修復を通じて安定した状態を保持する。炭窯跡周辺の常緑広葉樹林及び木炭冷却水の供給源となった炭窯跡東側の沢は、白炭の生産システムを理解する上で不可欠の構成要素であることから、適切な維持管理及び必要に応じた発掘調査・修復及び環境改善を行う。

鹿児島市は、一連の製炭作業(原料採集・焼成・取出・冷却)から、集成館への運搬、反射炉等での白炭の利用に至るまで、白炭の生産・利用のシステムにおける炭窯の役割を来訪者が容易に理解できるよう炭窯跡の解説板を設置するとともに、関連施設の地下遺構の位置・規模・構造を地表面に表示する。また、鹿児島市は、安全な見学環境を確保するため、必要に応じて炭窯跡に至るまでの歩道の安全対策を講ずる。

#### (8) 関吉の疎水溝(エリア2 鹿児島／構成資産2-3)

関吉の疎水溝は、集成館事業で高炉等の動力となった水車への導水源の役割を持っていた水路の取水口であり、製鉄分野の試行錯誤の挑戦段階及び造船分野の西洋科学技術の導入段階までを示す構成資産である。

現在の取水口は大正期に改修したものであるが、今も疎水溝が農業用水として使用され、地域住民の生活・生業と深く関わっていることを考慮し、鹿児島市は関係行政機関の協力の下に、大正期の取水口の形姿を維持しつつ、農業用水としての利用に支障のない範囲で昭和期以降に付加されたコンクリート構造物等の修景を行う。

鹿児島市は、疎水溝の役割を来訪者が容易に理解できるようにするために、今後の調査結果を反映させつつ、河川からの取水の仕組み及び疎水溝の成立・延伸・改良・改修などの産業システム等の変遷について明示する。また、鹿児島市は、来訪者に対して安全な見学環境を確保するため、見学路等の改善を行う。

#### (9) 葦山反射炉(エリア3 葦山／構成資産3-1)

葦山反射炉は、幕末期に造営された鉄の溶解炉を中心とする大砲製造工場跡であり、製鉄分野の試行錯誤の挑戦段階を示す構成資産である。

伊豆の国市は、操業期間を中心としつつ、築造に向けて研究が始められた19世紀の半ばか

ら、操業停止後に現在まで守り継がれてきたことを視野に入れた修復を行う。そのため、反射炉本体は、後年の修復において耐震性の確保を目的として壁体の外面に設置された鉄骨トラスを含め、構造体としての維持を図る。その過程では、築造当時の煉瓦の保存を最優先する修復方法の調査研究を実施し、その結果を修復に反映させる。

伊豆の国市は、反射炉と関連地下遺構及び動力源となる水を供給した河川部分とが一体的に機能した大砲製造に関わる産業システムを明示する。また、反射炉本体の意匠・構造を視覚的に認識できるよう樹木伐採等により周辺環境の改善を行う。

#### (10) 橋野鉄鉱山(エリア4 釜石／構成資産4-1)

橋野鉄鉱山は、日本の産業革命の黎明期において、高炉場跡、鉄鉱石の運搬に利用した運搬路跡、鉄鉱石の採掘場跡の3つの構成要素が一体となって残る遺跡であり、日本近代製鉄の発祥の地であることを表す構成資産である。

釜石市は、孕み・緩み又は崩落が進行しつつある基礎石垣及び高炉の石組み等の修復を行い、保存環境の安定的な維持・強化を目指す。平成28年8月の台風災害により大きな影響を受けた箇所を早急に実施する。

また釜石市は、解説板等を活用し、複数の遺構が相互に関連して一貫した近代初期の採掘・運搬・製鉄システムを構築していたことを明示する。木炭の供給源となった森林は、来訪者が初期近代製鉄の臨場感を味わえるよう森林管理者が稼働時代の林相への誘導に努める。

#### (11) 三重津海軍所跡(エリア5 佐賀／構成資産5-1)

三重津海軍所跡は、幕末から明治初期にかけて、佐賀藩が洋式船関連技術を獲得し、技術の向上・普及、人材育成を試みた拠点施設の考古学的遺跡であり、造船分野の試行錯誤の挑戦段階を示す構成資産である。

佐賀市は、構成資産及び緩衝地帯の現状を把握するためにモニタリングを実施する。構成資産内においては、地下の遺跡が安全に埋め戻された状態を維持するとともに、地上に表出している地上構造物や、海軍所稼働期の形状を概ね継承している入江の地形などの現状を維持し、景観を阻害している施設の撤去・移転、外観の修景等を行う。

地下の遺跡の露出展観を避け、遺跡の上での展示と公開活用施設での展示の双方を一体として組み合わせることにより、地下の遺跡を直接見ることができなくとも来訪者が海軍所稼働期の施設・活動をイメージし、歴史的背景・流れを含め総合的に理解できるようにする。

#### (12) 小菅修船場跡(エリア6 長崎／構成資産6-1)

小菅修船場跡は、造船・修船の分野において日本の伝統技術と西洋の産業技術とが融合し、極めて短期間に西欧の産業化が進み、成就したことを示す構成資産である。

造船産業の歴史の出発点であることから、長崎市及び三菱重工長崎造船所は、顕著な普遍的価値に貢献する構成要素を中心として、明治期の操業当初の遺構を確実に維持する。同時に舟艇工場として操業を継続してきた昭和期までの遺構を含め、現代までの個々の遺構の特質・変遷の歴史に応じた修復を行う。劣化が顕著な部分から優先度を定めて修復に着手する。

現地では、顕著な普遍的価値における小菅修船場跡の位置付けをはじめ、曳揚げのしくみ

における曳揚げ機小屋・曳揚げ機械・スリップドックのレール及び石積み護岸などの各構成要素の役割を実物に即して理解できるよう案内板・説明板を設置する。

#### (13) 高島炭坑(エリア6 長崎／構成資産6-6)

高島炭坑は、日本で初めて近代的採炭法を導入した炭坑であり、その採炭技術を引き継いだ端島炭坑(エリア6 長崎／構成資産6-7)を含め、蒸気船等の燃料炭及び製鉄・製鋼の原料炭の採炭場であるとともに、近代的な石炭産業の創業地としても重要な位置を占めた。

長崎市は、竪坑跡以外は未調査の部分が多いことから、発掘調査等を進めるとともに、竪坑跡と周辺の保存環境の改善・強化のために小修理等を含む日常的な維持管理を行う。地下遺構に関しては、現状のまま地下において保存し、地上に位置・規模等の表示を行う。

長崎市は、高島炭坑とその採炭技術を引き継いだ端島炭坑を石炭産業の歴史を体感できる一体の資源と捉え、西洋技術を導入した明治初期から操業停止を経て閉山後までを視野に入れ、採炭のシステムが理解できるよう遺跡の機能・つながりに注目した情報提供を行えるよう案内板・解説板を設置する。

#### (14) 旧グラバー住宅(エリア6 長崎／構成資産6-8)

貿易商グラバーの住居兼商取引の場であった旧グラバー住宅は、長崎造船所を望む高台に建造された日本に現存する最古の木造洋風住宅であり、グラバーが明治期の産業革命に果たした役割を今に伝える場所として貴重である。

長崎市は、建築の劣化を引き起こしている現状を改善したうえで、旧グラバー住宅の本来の使われ方に即して明治期の意匠・形態へと修復する方針である。さらに、住宅の周囲の石積み・崖地等の立地を表す施設がよく見えるよう樹木の剪定等を行うとともに、グラバーが暮らした時代の住宅の様相を彷彿するような景観の再生を目指す。また、現地の景観と当時の古写真とを対比して確認することができるよう案内板・解説板を設置し、旧グラバー住宅の建築史上の価値及び「明治日本の産業革命遺産」の構成資産とグラバーとの関係に着目した情報提供を行う。

#### (15) 三池炭鉱(エリア7 三池／構成資産7-1)

明治期日本は石炭資源国であり、石炭は蒸気船の燃料炭として、また製鉄・製鋼のコークス用原料炭として明治日本の急速な産業化を支えた。三池炭鉱は蒸気機関が最初に導入された長崎の高島炭鉱に次いで日本で二番目に近代化された炭鉱であった。近代炭鉱は、採炭された大量の石炭を坑口より効率よく運ぶ鉄道輸送と積出し港の石炭物流システムが必要であった。このように、三池炭鉱は石炭産業の基盤の確立期を証明する構成資産の一つである。

大牟田市・荒尾市は、石炭産業基盤の確立期の物証を中心としつつ、19世紀末以降も産業活動・社会情勢の変化に対応しつつ多様な機能・技術を積み重ねた三池炭鉱の総体を表す物証を継承する。そのため、日常的な維持管理を行いつつ定期的なモニタリングにより保全状況を把握し、建造物・遺跡の材料・材質・構造の強化・安定化のための修復を行う。

大牟田市・荒尾市は、①石炭産業の基盤の確立期から閉山に至るまでの変遷・展開の過程、②坑口・鉄道・港湾という近代化された採炭・運搬システムを核としつつ、社宅の跡など地域に残る炭鉱産業景観の空間的な広がり2点に重点を置き、案内板・解説板による誘導等を行う。

#### (16) 三池港(エリア7 三池／構成資産7-1)

三井財閥は、採炭現場に近く、遠浅で 5.5m の干満の差がある有明海の干潟に大型船が接岸できる港を開発し、大量に出炭した三池炭の輸出に成功した。坑口と積出港をつなぐ近代的な石炭物流システムの構築は当時において技術的に大きな挑戦であった。ハミングバード(ハチドリ)が羽ばたく形状に設計された三池港には北と南の防砂堤、細長い航路、内港と船渠、水位を調整するロックゲートとスルースゲートがある。三池港は、二十世紀初頭に工業立国としての成功の土台を築いた明治日本の土木技術を象徴する築港工事の金字塔であった。今も現役の産業港として稼働している。

港湾管理者である福岡県、大牟田市及び三池港物流は、平成28～29年度に国土交通省港湾局、内閣官房と緊密に連携して三池港の保全措置の計画及び実施計画を策定した。

三池港における主な整備の課題は北防砂堤の護岸整備である。三池港の保全整備プログラムはこの課題へ重点的に対応し、事業は平成 21 年度より実施されているが、現在も継続中である。北防砂堤の整備事業以外は維持管理上の小修繕と修理に止まる。本保存整備計画は港湾計画を基本に、ユネスコに提出した三池港の保存管理計画(CMP)をしっかりと反映し、世界遺産価値を保護するために適切なヘリテージアセスメントを踏まえ国内外のヘリテージの専門家の助言を受けて作成している。

#### (17) 三角西港(エリア7 三池／構成資産7-2)

三角西港は、三池炭鉱の出炭量の増加に伴い、大型船が出入りできる港としてオランダ人建築家ムルドルの設計により明治20年に完成した港であり、西洋技術の導入期を証明する構成資産の一つである。

宇城市は、三角西港の築港時を彷彿する風景を守り伝えるために、顕著な普遍的価値に貢献する構成要素の埠頭・排水路・町割り・井戸等の意匠・形態及び背後地の地形を維持するとともに、開発行為等を制限することにより周辺景観を保全する。

また、港湾築造の経緯を表す地形、今なお機能している排水路等の水利システムを中心として、かつて司法・行政・海運の機能を果たした諸施設、埋立てによって築かれた都市のスケール等も視野に入れ、三角西港が明治期における石炭産業の発展に果たした役割を体感できるよう案内板・解説板を設置する。

#### (18) 官営八幡製鐵所(エリア8 八幡／構成資産8-1)／遠賀川水源地ポンプ室(エリア8 八幡／構成資産8-2)

官営八幡製鐵所は、日本初の本格的な銑鋼一貫製鐵所であり、旧本事務所、修繕工場、旧鍛冶工場、遠賀川水源地ポンプ室の4つの構成資産から成る。これらは、創業期の姿のまま今なお稼働中であり、日本の近代化において製鉄・製鋼の産業基盤が確立したことを示している。

旧本事務所は、内装を当時の意匠へと復旧する。2つの工場及びポンプ室は、可能な限り現状の部材を維持しつつ、顕著な普遍的価値に影響を及ぼさない範囲で補修・耐震補強・外観補修等を行う。

なお、今後予定している上記の計画内容のうち修復に係る事業については、平成29年9月2

報告 b)の各構成資産の「保全措置の計画(conservation work programme)及び実施計画(implementation programme)」に関する保全状況報告

8日に『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に基づきユネスコ世界遺産センターに提出した保全状況報告書において示しており、**付属資料 h)-5**として添付した。

## 5. 既に優先的に実施している諸事業

23の構成資産において既に優先的に実施している保全措置等の諸事業は、**付属資料 b)-17**に示すとおりである。

## 6. 参照すべき付属資料

各構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」の母体となった修復・公開活用計画の標準構成については、**付属資料 a)-1**を参照されたい。

付属資料 b)-1 萩反射炉(エリア1 萩／構成資産1-1)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-2 恵美須ヶ鼻造船所跡(エリア1 萩／構成資産1-2)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-3 大板山たたら製鉄遺跡(エリア1 萩／構成資産1-3)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-4 萩城下町(エリア1 萩／構成資産1-4)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-5 松下村塾(エリア1 萩／構成資産1-5)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-6 旧集成館(エリア2 鹿児島／構成資産2-1)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-7 寺山炭窯跡(エリア2 鹿児島／構成資産2-2)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-8 関吉疎水溝(エリア2 鹿児島／構成資産2-3)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-9 葦山反射炉(エリア3 葦山／構成資産3-1)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-10 橋野鉄鉞山(エリア4 釜石／構成資産4-1)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-11 三重津海軍所跡(エリア5 佐賀／構成資産5-1)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-12 小菅修船場跡(エリア6 長崎／構成資産6-1)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-13 高島炭坑(エリア6 長崎／構成資産6-6)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-14 旧グラバー住宅(エリア6 長崎／構成資産6-8)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-15-1 三池炭鉞(エリア7 三池／構成資産7-1)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-15-2 三池港(エリア7 三池／構成資産7-1)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-16 三角西港(エリア7 三池／構成資産7-2)の「保全措置の計画及び実施計画」

付属資料 b)-17 現段階で優先的に実施している各構成資産の保全措置等の諸事業

## 勧告 c)

資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数を定めること。

### 1. 背景

イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B)(97ページ)には、第39回世界遺産委員会決議において勧告 c)を付議する前提として、以下の諸点が記述された。

- これまでに世界遺産一覧表に記載された日本の資産の傾向から判断すると、構成資産への来訪者数は増加することが見込まれる。増加の程度は、各構成資産の場所、アクセスの利便性、一般公開の時間帯等により異なるであろうが、記載後には来訪者数の増減を記録するモニタリング対策が必要となるであろう。
- 構成資産の基本的な構造に負の影響を与えないようにするために、受け入れ可能な来訪者の収容能力を査定し、決定する戦略が必要である。特に松下村塾(エリア1、構成資産1-1)・旧グラバー住宅(エリア6、構成資産6-8)において対策を要する。

### 2. 方向性

上記の背景を踏まえ、勧告 c)に対する方向性を以下のとおり定めた。来訪者数の増加による構成資産への負の影響の軽減を目指して、来訪者数の現況把握調査を行い、その成果に基づき「来訪者管理戦略」を策定する。さらに、各構成資産の規模・性質・立地等の諸条件を考慮しつつ、受け入れ可能な来訪者数の設定の可能性・必要性について精査を行う。

具体的な手順は以下のとおりとする。

- 1) 各構成資産における来訪者数の現況・推移を把握するために、平成27年度後半から予備的な現況把握調査を開始し、平成28～30年度の3ヶ年にわたり実質的な現況把握調査を行う。
- 2) 現況把握調査と並行して、各構成資産に共通する「来訪者管理の望ましい姿」を将来の目標として明示する。
- 3) 各構成資産に共通する「来訪者管理の望ましい姿」との整合性を図りつつ、各構成資産における来訪者管理の現状・課題を把握し、改善の方針・方法を示す。
- 4) 平成31年度に現況把握調査の成果について分析を行い、調査と並行して定めた「来訪者管理の望ましい姿」に基づき、その実現に向けたプロセスを来訪者管理戦略として定める。
- 5) 構成資産ごとに、受け入れ可能な来訪者数の設定の可能性・必要性について精査を行う。

### 3. 各構成資産の来訪者数に関する現地把握調査(中間報告)の概要

各構成資産の来訪者数に関する現況把握調査は平成27年度後半に開始し、30年度までの3ヶ年にわたり継続的に実施中である。その調査成果の概要は以下のとおりであり、詳細は付属資料 c)-1 に示すとおりである。

## (1) 来訪者数に関する現況調査の概要

平成28年度は、全ての構成資産を対象とする定量調査、及び先行的に3つの構成資産を対象とする定性調査の2種類の調査を実施した。

また、平成29年度は全ての構成資産を対象として定量調査・定性調査を実施するとともに、来訪者の満足度調査を実施している。

### 1) 定量調査の概要

各構成資産の1日の来訪者数とその変動を把握した。また、構成資産への特筆すべき影響が見られた場合は、それを記録した。

来訪者数の把握は、各構成資産の規模・性質・立地、管理のための人員体制等を考慮し、それぞれに適した方法により実施した。

### 2) 定性調査の概要

来訪者数が多い構成資産のうち、旧グラバー住宅(エリア6 長崎／構成資産6-8)、旧集成館機械工場(エリア2 鹿児島／構成資産2-1に含まれる)、仙巖園(エリア2 鹿児島／構成資産2-1に含まれる)の3つについて、先行的に1日の来訪者数の増減が構成資産や来訪者の安全・安心、快適に与える影響を観察し記録した。また、来訪者が構成資産で過ごす時間を把握した。

なお、平成29年度は全ての構成資産で定性調査を実施し、その結果を分析することにより、構成資産及び来訪者の理解の増進及び満足度等の向上に影響する管理のための指標を抽出し、並行して実施する満足度調査の結果と併せて目標水準を設定することとする。

### 3) 満足度調査の概要

各構成資産の来訪者からアンケートを回収することにより、来訪者の満足度及び課題・要望を把握した。調査は平成29年5月から開始し、来訪者が多くなる5月のゴールデンウィーク、8月の夏季休暇を中心にアンケートを回収した。

## (2) 調査の結果(中間報告)

### 1) 定量調査の結果

各構成資産の1日の来訪者数は、平日・休日・休暇時期の別、イベント開催の有無等により大きく変動していることが判明した。

イベント開催日を除く1日の来訪者数の最大規模は、約100人／日～約6,000人／日であった(図1・表1)。なお、構成資産への特筆すべき影響が報告されることはなかった。

各構成資産の来訪者数を比較した結果、構成資産や来訪者の安全・安心、快適感に与える影響を詳細に把握する場合には、来訪者数が2,000人／日以上となる場合、2,000人／日以上となる場合の頻度に着目することが適当であることから、平成29年度の定性調査及び満足度調査の調査設計(調査の頻度やサンプル数の設計)に活かすこととした。



一方、旧グラバー住宅以外の旧集成館機械工場・仙巖園については、1日の来訪者数が多い日であっても、構成資産及び来訪者の快適度・満足度に影響を与え得るような状況は観察されなかった。

先行調査の結果からは、来訪者が屋内に入る構成資産において、入口などで来訪者が円滑に移動できない規模となる団体旅行等が集中する場合に混雑が発生することを確認した。なお、このような状況は、来訪者の動線を工夫したり、同時に来訪する団体旅行・人数を管理したりすることにより、排除することが可能である。

▶ 来訪者が構成資産において過ごす時間

構成資産の理解度を高めるためには、来訪者が構成資産において過ごす時間が長いことが望ましいと考えられるが、1日の来訪者数が多い場合には構成資産とそのインタープリテーションを体験する時間が十分持てない可能性がある。

旧グラバー住宅では、1日の来訪者数が多くなると滞留時間（構成資産内で過ごす時間）が短くなる傾向が見られた。同様に、旧集成館機械工場では、1日の来訪者数が多くなると混雑により滞留時間が短くなっていた。

また、来訪者が施設内に入って時間を過ごす旧グラバー住宅及び旧集成館機械工場と異なり、仙巖園は庭園などの広大なオープンスペースの周遊に要する時間が長い構成資産であり、そのために来訪者数の増減と滞留時間との間に相関関係が見られず、むしろ季節によって滞留時間の長短に影響が見られた（屋外で快適に過ごせる季節は滞留時間が長い）。

以上の結果から、施設内に入って時間を過ごす構成資産であるのか否かに着目して調査の頻度・サンプル数を定め、平成29年度に定性調査・満足度調査を行うこととした。

3) 満足度調査の結果（平成29年9月8日時点での回収結果）

▶ 来訪者が構成資産において過ごす時間と満足度

構成資産での滞在時間別に来訪者の満足度をみると、「滞在時間が15分以上」の来訪者の場合に「大変満足」と回答している割合が高く、特に「滞在時間が2時間以上」の場合に高いことがわかる。

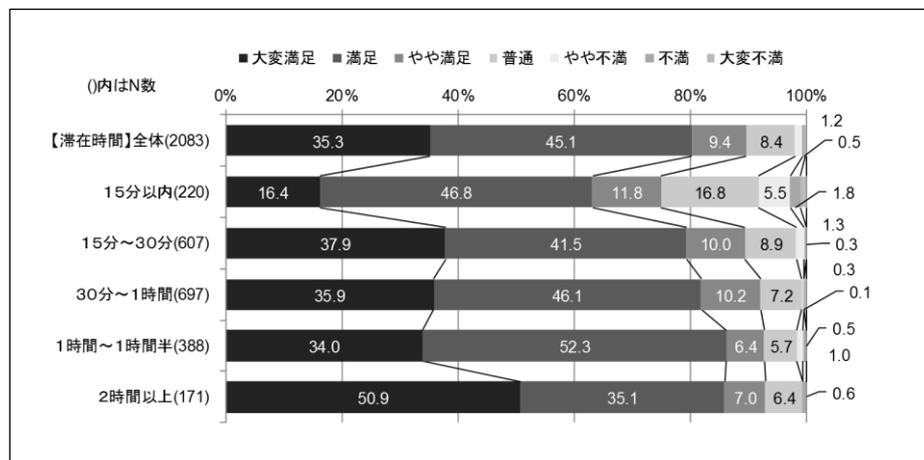


図2 構成資産での滞在時間と構成資産に対する満足度との関係

▶ インタープリテーションの質量と満足度

半数弱(47%)の来訪者が、何らかのガイドを利用している(ツアーガイド18%、現地ガイド27%、音声ガイド2%)。ガイドの満足度は「大変満足」が53%、「満足」が38%と高い(図3)。

ガイドの満足度別に構成資産に対する満足度を見ると、「ガイドに大変満足」した来訪者が構成資産についても「大変満足」と回答した割合が高い(図4)。

また、明治日本の産業革命遺産が世界遺産である理由を理解した手段、訪問した構成資産が世界遺産である理由を理解した手段は、ともに「ガイドの話を聞いて」、「明治日本の産業革命遺産ガイドアプリを使って」と回答した来訪者の割合が高い(図5・図6)。

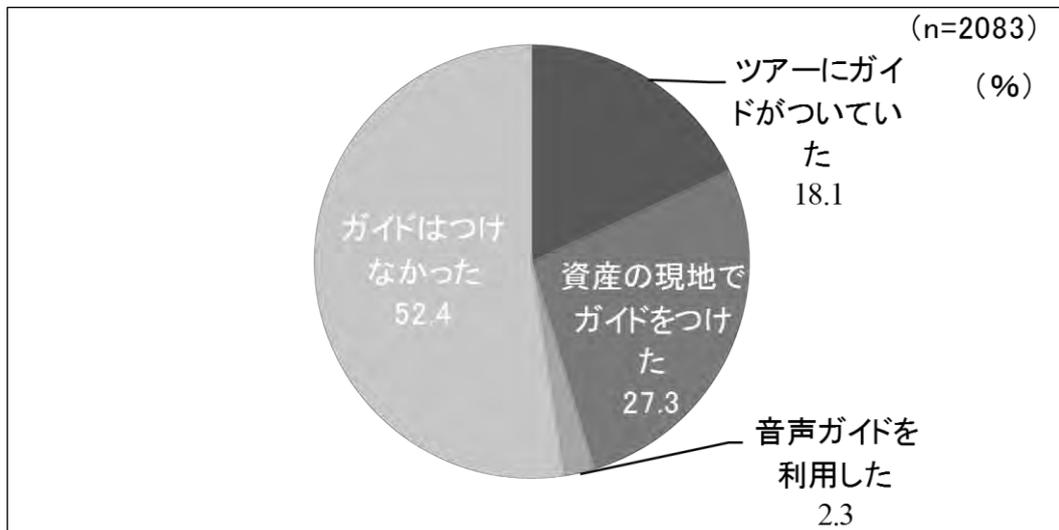


図3 構成資産でのガイドの有無(右上のn値は回答総数を示す)

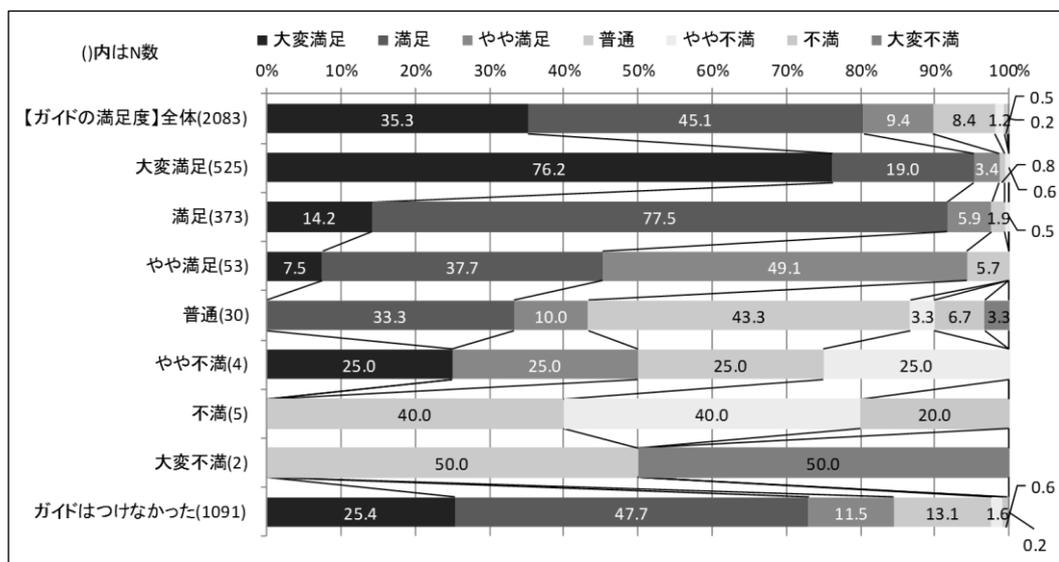


図4 ガイドに対する満足度と構成資産全体に対する満足度との関係

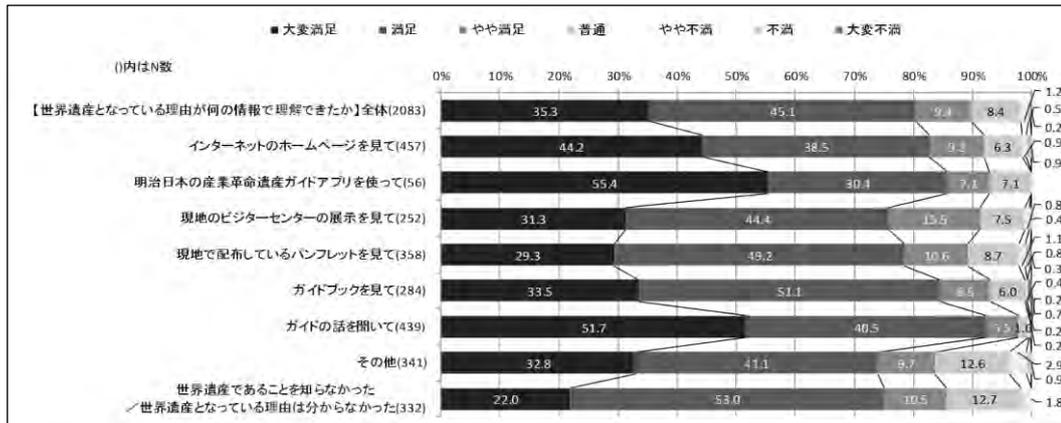


図5 明治日本の産業革命遺産が世界遺産である理由を理解した手段

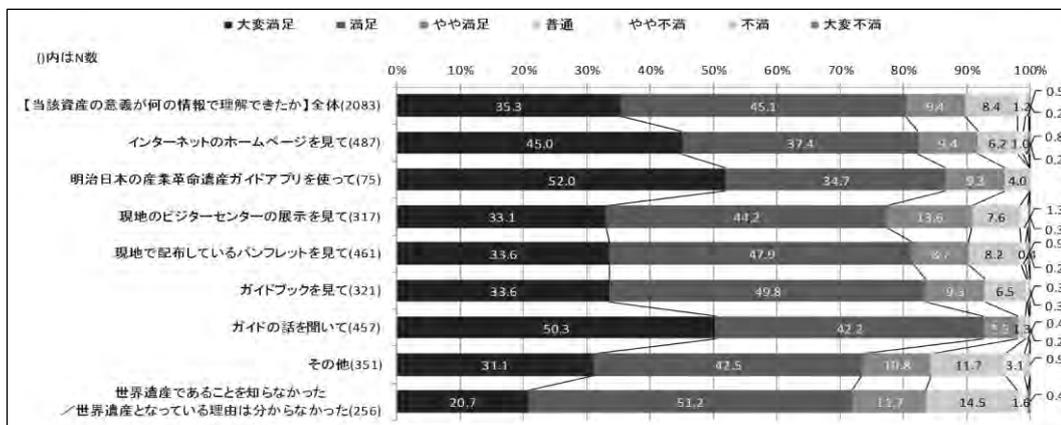


図6 訪問した構成資産が世界遺産である理由を理解した手段

➤ 飲食・購買、その他のサービスの機会と満足度

構成資産に対して指摘があった課題は、「交通アクセスが不便」(22%)が最も多く、「食事を取れる施設がない」(9%)、「トイレなどの設備が不十分」(9%)、「お土産に魅力がない」(7%)、「構成資産の内容が面白くない／エンターテインメント性がない」(6%)が続く(図7)。

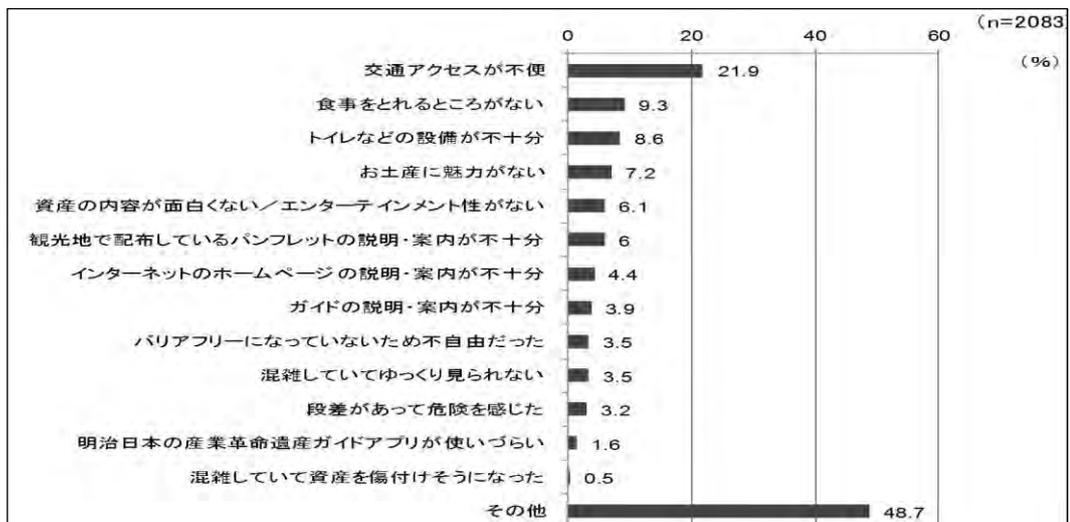


図7 構成資産の課題及び来訪者からの要望

➤ 目標水準の設定に向けた考察

来訪者が構成資産において過ごす時間の重要性については、「定性調査の結果」の項目においても言及したが、来訪者の満足度調査の結果からは、構成資産に2時間以上滞在した来訪者は構成資産の価値を理解し、満足する傾向がうかがえた。

また、来訪者の理解促進のためには、ガイドによる説明が重要な役割を担っていることも判明した。「大変満足」できるような質の高いガイドが対応するか否かにより、来訪者の構成資産に対する満足度も変化することが判明した。把握した該当数は少ないが、明治日本の産業革命遺産ガイドアプリも来訪者の満足度を高めるのに貢献している。

一方、交通アクセスの利便性に加え、食事を取れる施設及びトイレなど、施設・設備・運営面が課題となる割合は高い。来訪者が構成資産において十分な時間を過ごし、構成資産の顕著な普遍的価値への貢献の在り方を理解するためには、快適に過ごせる施設・設備を準備することも重要である。

以上のように、滞在時間、ガイドによる対応、施設・設備・運営面の状況のそれぞれが、来訪者の高い理解度・満足度に大きく影響するとともに、目標水準を管理する指標となり得ることが判明した。

#### 4. 来訪者管理の望ましい姿(目標)

##### (1) 来訪者管理の対象

来訪者管理の対象は、来訪者(C)を中心として、構成資産(A)及びその周辺環境(B)の3つから成る。構成資産(A)は、来訪者(C)からの物理的な影響が発生しているか否かを監視し、発生危険性がある場合には未然に防止すべき対象である。また、構成資産(A)及びその周辺環境(B)は、ともに来訪者(C)に対して理解の増進及び満足度の向上のための情報・サービスを適切に提供しているか否かを確認すべき対象である(図8)。

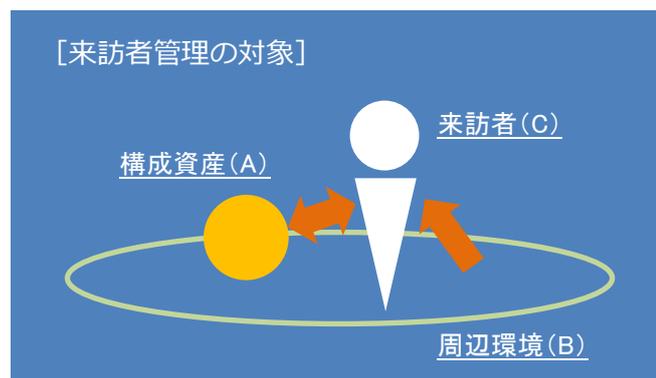


図8 来訪者管理の対象

##### (2) 来訪者管理の望ましい姿(目標)

目標とすべき「来訪者管理の望ましい姿」とは、来訪者管理の対象となる①構成資産(A)、②構成資産(A)／その周辺環境(B)が以下の2つの状態をそれぞれ充足し、以て来訪者(C)

が安全・安心感、快適感、満足感を持ち、再来訪を意図するようになった状態を指す。

① 構成資産(A)

- 来訪者によって発生する構成資産の土地・部材等の破損・損耗等の物理的な影響(被害)を回避するために、構成資産内における来訪者の混雑度を緩和するとともに、被害の原因となるような行動の発生を確実に監視・防止している状態。

② 構成資産(A)／その周辺環境(B)

- 来訪者が安全・安心で、快適な時間を過ごし、資産全体及び構成資産に関する情報を享受し、理解増進のための機会を得ることによって満足感を持ち、再び来訪したいと思うようにするために、必要な施設・設備・運営体制を確保している状態。

## 5. 各構成資産における来訪者管理の現状・課題、改善の方針・方法

各構成資産における来訪者管理の現状・課題、及び改善の方針・方法については、付属資料 c)-2-1～c)-2-19として添付した表に示すとおりである。

これらの表は、いずれも報告 a)・b)に基づき各構成資産の所有者・管理者及び関係地方公共団体が策定した各構成資産の「修復・公開活用計画」<sup>1</sup>のうち、来訪者管理に関する章節において記載した関連事項を整理したものである。

## 6. 来訪者管理戦略の策定

### (1) 来訪者管理戦略の構造

4-(2)において示した「来訪者管理の望ましい姿」(目標)を実現するために、平成31年度に来訪者管理戦略を策定する。来訪者管理戦略は、図9・表2に示す構造の下に策定することを想定している。

### (2) 管理のための指標

管理の対象とする①構成資産(A)、②構成資産(A)／その周辺環境(B)の各々の「来訪者管理の望ましい姿」に基づき、目指すべき目標の項目を示し、項目ごとに「管理のための指標」を設定する(表2)。指標の設定に当たっては、平成28～30年度の定量調査・定性調査(滞留時間調査・行動観察調査)の成果のみならず、平成29～30年度に来訪者満足度調査の成果も加味することとする。

「来訪者管理の望ましい姿」(目標)と「管理のための指標」との比較により、目指すべき目標の水準を段階的に定め、水準を充足しているか否かによって「来訪者管理の望ましい姿」(目標)が段階を追って実現できているか否かの判断を行う(図9)。

①構成資産(A)、②構成資産(A)／その周辺環境(B)の双方が各々の「来訪者管理の望

<sup>1</sup> 来訪者管理の現状・課題及び改善の方針・方法については、本報告書の報告 a)・b)への報告に添付した各構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」の母体として、構成資産の所有者・管理者及び関係地方公共団体が策定した「修復・公開活用計画」の本編に記述されているが、「保全措置の計画及び実施計画」(付属資料 a)-2、b)-1～16)には含まれていない。したがって、来訪者管理の現状・課題及び改善の方針・方法については、付属資料 c)-2-1～19として添付した表を参照されたい。

ましい姿」及び目指すべき目標を達成し、その結果として来訪者(C)が安全・安心感、快適感、満足感を持ち、再来訪を意図するようになっているか否かについて、来訪者の満足度調査を通じて確認する。

(3) 来訪者管理対策の提示

来訪者による負の影響を回避するために、以下の対策について実施状況及びその成果を確認するとともに、もし実現できていない場合には新たに実施すべき対策を提示し、実施する。

- a) 囲障・監視機器等の設置
- b) 監視体制の運営
- c) 来訪者の安全・安心のための施設の設置及び動線の確保
- d) 価値を来訪者に伝えるための適切な情報の提供(ガイド配置等を含む。)
- e) 構成資産を体験する時間の確保

また、来訪者の満足度を向上させるためには、構成資産(A)及びその周辺環境(B)において、インタープリテーションの質量及び飲食等のサービスの充実等の対策も必要となる。

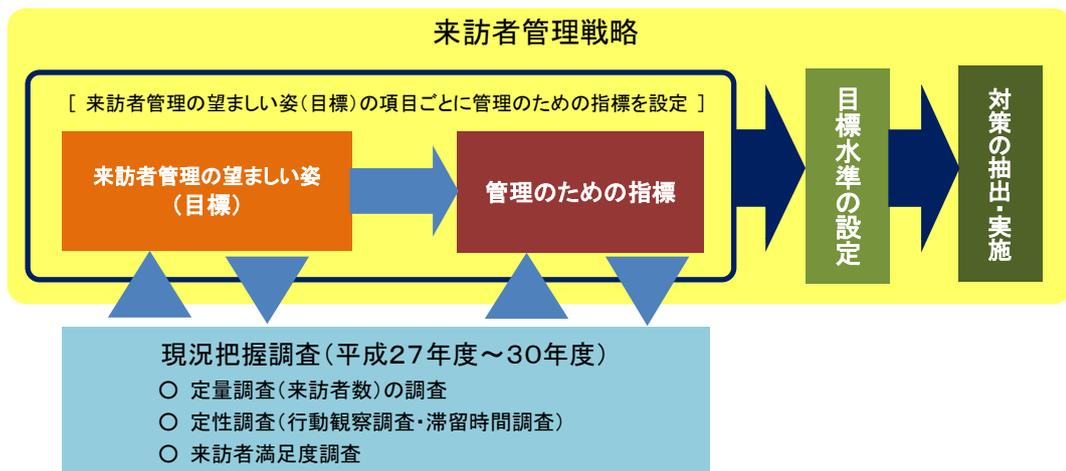


図9 来訪者管理戦略の構造(表2と対応)

来訪者管理の対象	来訪者管理の望ましい姿(目標)	管理のための指標	実施した調査
① 構成資産(A)	1. 構成資産の土地・部材等が物理的に損なわれないこと 2. 構成資産を物理的に守れるような施設・設備・運営体制が確保されていること	1. 物理的損害が発生する混雑状況が発生しているか？ 2. セキュリティ(物理的隔離、監視等)が確保されているか？	○平成28～30年度 ⇒定量調査(来訪者数調査) ○平成29～30年度 ⇒定性調査(行動観察調査)
② 構成資産(A) / その周辺環境(B)	1. 来訪者の安全・安心を守れるような施設・設備・運営体制が確保されていること 2. 価値を感じることに専念できること(快適感、時間確保) 3. 来訪者の理解促進・深化に資する施設・設備・運営体制が確保されていること 4. 来訪を楽しむ施設・設備・運営体制が確保されていること	1. 危険を回避することが可能であり、見学中の安全・安心感が高まっているか？ 2. 快適で十分な見学時間が確保されているか？ 3. インタープリテーションの質量が充実し、関心・喚起度が高まっているか？ 4. 飲食・購買、その他のサービスの機会が提供されているか？	○平成27年度 ⇒来訪者動線の把握及び影響エリアマップの作成 ○平成28～30年度 ⇒定量調査(来訪者数調査) ○平成29～30年度 ⇒定性調査(滞留時間調査・行動観察調査) ⇒来訪者満足度調査

表2 来訪者管理戦略において定める管理のための指標

## 7. 受け入れ可能な来訪者数の設定

各構成資産の規模・性質・立地等の諸条件、来訪者調査の結果に基づき平成31年度に策定する予定の「来訪者管理戦略」を踏まえ、各構成資産の「保全措置の計画及び実施計画」及び「インタープリテーション戦略」に基づく来訪者管理の課題改善の結果を考慮しつつ、来訪者の理解度・満足度を高い水準で確保できる受け入れ可能な来訪者数の設定の可能性・必要性について精査する。

## 8. 参照すべき付属資料

- 付属資料 c)-1 来訪者数に関する調査報告(中間報告)
- 付属資料 c)-2-1 萩反射炉(エリア1 萩／構成資産1-1)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性
- 付属資料 c)-2-2 恵美須ヶ鼻造船所跡(エリア1 萩／構成資産1-2)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性
- 付属資料 c)-2-3 大板山たたら製鉄遺跡(エリア1 萩／構成資産1-3)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性
- 付属資料 c)-2-4 萩城下町(エリア1 萩／構成資産1-4)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性
- 付属資料 c)-2-5 松下村塾(エリア1 萩／構成資産1-5)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性
- 付属資料 c)-2-6 旧集成館(エリア2 鹿児島／構成資産2-1)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性
- 付属資料 c)-2-7 寺山炭窯跡(エリア2 萩／構成資産2-2)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性
- 付属資料 c)-2-8 関吉の疎水溝(エリア2 萩／構成資産2-3)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性
- 付属資料 c)-2-9 葦山反射炉(エリア3 葦山／構成資産3-1)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性
- 付属資料 c)-2-10 橋野鉄鉾山(エリア4 釜石／構成資産4-1)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性
- 付属資料 c)-2-11 三重津海軍所跡(エリア5 佐賀／構成資産4-2)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性
- 付属資料 c)-2-12 小菅修船場跡(エリア6 長崎／構成資産6-1)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性
- 付属資料 c)-2-13 高島炭坑(エリア6 長崎／構成資産6-6)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性
- 付属資料 c)-2-14 端島炭坑(エリア6 長崎／構成資産6-7)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性
- 付属資料 c)-2-15 旧グラバー住宅(エリア6 長崎／構成資産6-8)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性
- 付属資料 c)-2-16<sup>1</sup> 三池炭鉾・三池港(宮原坑)(エリア7 三池／構成資産7-1)の来訪者管理

に係る現状・課題・方向性

付属資料 c)-2-16<sup>2</sup> 三池炭鉱・三池港(万田坑)(エリア7 三池／構成資産7-1)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性

付属資料 c)-2-17 三角西港(エリア7 三池／構成資産7-2)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性

付属資料 c)-2-18 官営八幡製鐵所(エリア8 八幡／構成資産8-1)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性

付属資料 c)-2-19 遠賀川水源地ポンプ室(エリア8 八幡／構成資産8-2)の来訪者管理に係る現状・課題・方向性

なお、構成資産のうち、エリア6 長崎に属する三菱長崎造船所の4つの構成資産は非公開及び限定公開とされており、来訪者による構成資産に対する物理的な負の影響が生じることが想定されないため、現状・課題・方向性を示した付属資料は添付していない。

## 勧告 d)

推薦資産(の全体)及びその構成資産の管理保全のための新たな協力体制に基づく枠組みの有効性について、年次ごとにモニタリングを行うこと。

### 1. 背景

2015年に「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産一覧表への記載を推薦するのに際し、日本国政府の内閣官房が資産の管理保全等に関する全ての責任を負い、国際的な義務・要請に応えるために、「管理保全の一般方針及び戦略的枠組み<sup>1)</sup>」を定めた。

この枠組みの下に、構成資産の管理保全に関わる全ての省庁、地方公共団体及び所有者がパートナーシップメンバーとして「明治日本の産業革命遺産」の保護に参画し、関係者間での的確な情報・意見の共有及び調和のとれた意思決定を行うために、①エリアごとの地区別保全協議会、②サイト別ワーキンググループ、③「明治日本の産業革命遺産」保全委員会(以下「保全委員会」という。)から成るガバナンス体制を整備した(図1)。

また、本分野に経験を有する国内外の専門家を中心として「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置し、本資産の管理保全・インタープリテーションの方策等の妥当性について適切に意見を聴取することとした。

上記のガバナンス体制を踏まえ、イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B)(99ページ)には、第39回世界遺産委員会決議で勧告 d)を付議する前提として以下の点が記述された。

- イコモスは、締約国が資産の全体及び構成資産の管理保全に対するパートナーシップ型の新たな枠組みの有効性について1年ごとに経過観察を行い、同時に管理保全計画の履行の状況についても経過観察するよう勧告する。

### 2. 方向性

上記の背景を踏まえ、勧告 d)に対する方向性を以下のとおり定めた。

ガバナンス体制が十分機能しているか否かについてチェックするために、以下の3点に基づき、ガバナンス体制の有効性に関するチェックリスト(付属資料 d)-1)を作成し、年次ごとにモニタリングを行う。さらに地区別保全協議会、サイト別ワーキンググループの確認・評価の成果を年次報告書(付属資料 e)-3)にまとめて、保全委員会に報告する。

- 地区別保全協議会・保全委員会が定期的開催され、十分に機能しているか。
- 必要に応じてサイト別ワーキンググループが開催されているか。
- 双方において地区ごとの状況について、確実に保全委員会に報告が行われ、良好な意思疎通の下に協力体制が十分に機能しているか。

なお、サイト別ワーキンググループは、稼働資産及び非稼働資産が共存する3つのエリア(エリア4 釜石/エリア6 長崎/エリア7 三池)において、双方の関係者間での意思疎通及び協

<sup>1)</sup> 推薦書の付属資料。ユネスコ HP (<http://whc.unesco.org/uploads/nominations/1484.pdf>) を参照。

力体制を確実にするために設置したものであるが、地区別保全協議会において意思疎通及び協力体制を十分に確保できることから、現時点において開催実績はない。

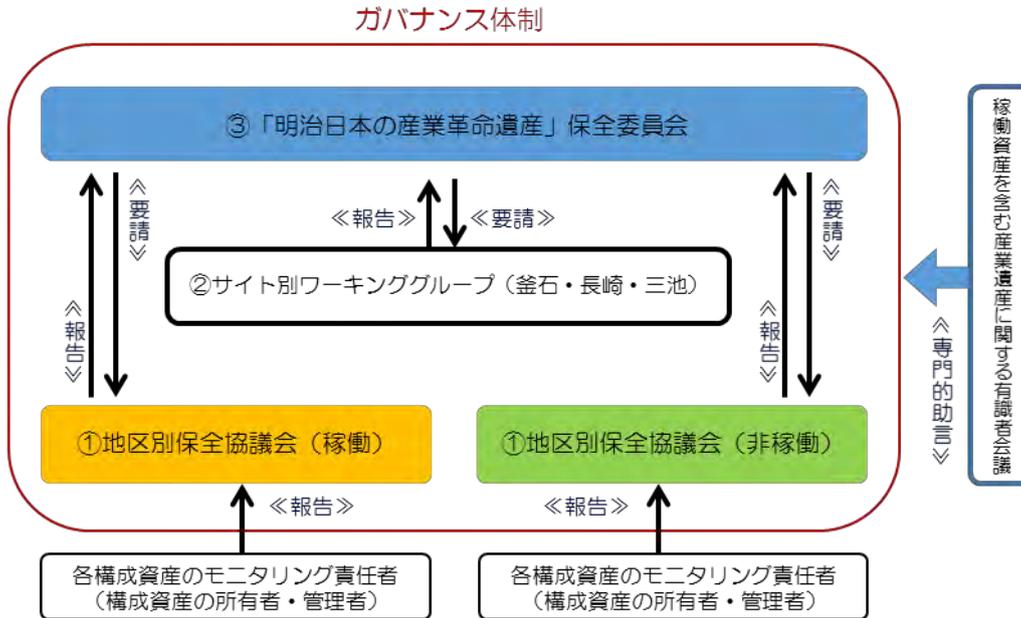


図1 ガバナンス体制

### 3. モニタリングの結果

①地区別保全協議会、②サイト別ワーキンググループ、③保全委員会から成るガバナンス体制、及びそれらに専門的見地から助言を行う有識者会議の開催状況・議事内容について、付属資料 d)-2～d)-4 として添付した。

モニタリングの結果、世界遺産一覧表への登録から現在に至るまで、①・③は定期的で開催され、十分に機能していること、年次報告書を通じた相互の意思疎通及び協力は万全であり、ガバナンス体制は適切に運営されていることなどが明確となった。

### 4. 参照すべき付属資料

付属資料 d)-1 ガバナンス体制の有効性に関するチェックリスト

付属資料 d)-2 これまでに開催した地区別保全協議会の開催日程及び議事

付属資料 d)-3 これまでに開催した「明治日本の産業革命遺産」保全委員会の開催日程及び議事

付属資料 d)-4 これまでに開催した「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」の開催日程及び議事

## 勧告 e)

管理保全計画の実施状況及び地区別保全協議会での協議事項・決議事項の実施状況について、1年ごとのモニタリングを行うこと。

### 1. 背景

イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B)(100ページ)では、第39回世界遺産委員会決議において勧告 e)を付議する前提として、モニタリングのプロセスが適切であると記述された。

しかし、各構成資産の管理保全計画(CMP)<sup>1</sup>第6章においては、観察指標・測定内容・周期・観察記録主体等の大略のモニタリング項目を定めてはいたが、それらは同計画(第2章)において明示した世界遺産の顕著な普遍的な価値の証明に貢献する個々の要素ごとに対応して定めたものではなかった。

### 2. 方向性

上記の背景を踏まえ、勧告 e)に対する方向性を以下のとおり定めた。

今後、モニタリングをより効果的に実行するためには、現時点における構成資産の情報を網羅的に集約し、構成要素の部位・部材に基づくモニタリングを系統的に行う必要があることから、各構成資産の特質に応じたモニタリング・カルテを作成する。

さらに、上記したモニタリングの実施状況を、少なくとも1年ごとに地区別保全協議会に報告することにより、モニタリングの成果を的確に管理保全の作業運営にフィードバックできる仕組みとする。

### 3. モニタリングの手順

モニタリングの手順を以下のとおり定める。

▶ 以下の4つの種別に区分してモニタリングを実施する。

- 構成資産と緩衝地帯のモニタリング

構成資産とその緩衝地帯の適切な位置を選んで複数の定点を定め、そこから定期的に撮影した写真をもとに展望景観の変化を把握するための「個票」と、個票を総括的に取りまとめた「調査台帳」から成るモニタリング・カルテ(付属資料 e)-1)を作成する。モニタリング・カルテを通じて把握した展望景観の変化に関するモニタリングの成果を年次報告書(付属資料 e)-3)へと反映させる。

- 構成資産のモニタリング

構成資産の各構成要素を成り立たせている部位ごとに、性質に応じて現状の情報を網羅的に記録した「個票」と、個票を総括的に取りまとめた「調査台帳」から成るモニタ

<sup>1</sup>各構成資産の管理保全計画(CMP)は平成26年の推薦書に添付されている。ユネスコ HP (<http://whc.unesco.org/uploads/nominations/1484.pdf>, pp.561-2584)を参照。

リング・カルテ(付属資料 e)-1)を作成する。モニタリング・カルテを通じて把握した構成要素のモニタリングの成果を年次報告書(付属資料 e)-3)へと反映させる。

- 価値説明 (interpretation) に係る諸活動のモニタリング  
講演会・説明会等の資産の価値説明 (interpretation) に関して実施した各種の諸活動を取りまとめ、その成果を年次報告書(付属資料 e)-2)へと反映させる。
  - 関係諸団体のモニタリング  
構成資産の保存活用に関わる諸団体が実施したさまざまな諸活動を取りまとめ、その成果を年次報告書(付属資料 e)-2)へと反映させる。各構成資産の管理保全計画において定めた観察指標<sup>2)</sup>に沿って年次報告書の統一書式(付属資料 e)-2)を作成するとともに、観察指標に基づくモニタリングの成果を年次報告書へと反映させる。
- 各地区別保全協議会において年次報告書の内容を確認し、必要に応じて協議及び施策の決定を行う。これまでに開催した各地区別保全協議会の開催日程及び議事を(付属資料 d)-2)に掲げる。

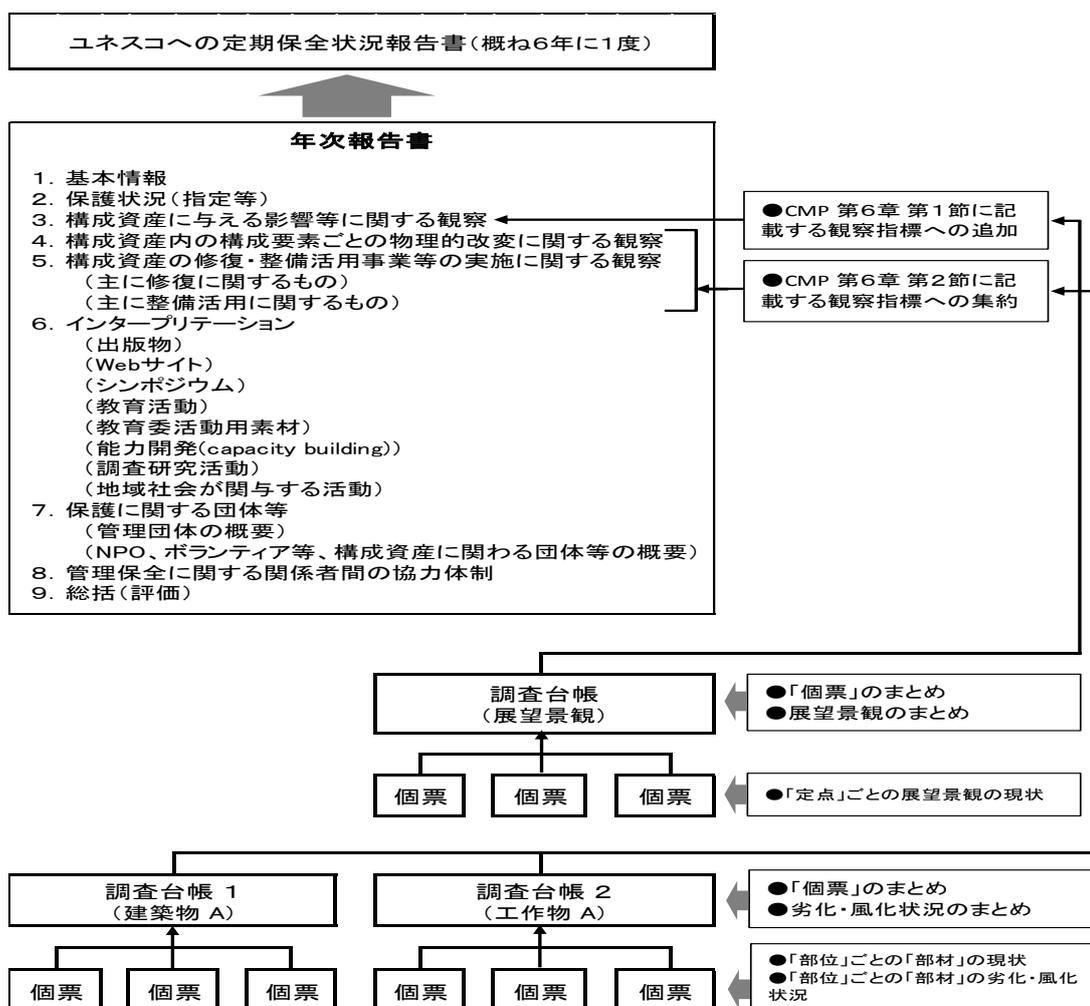


図1 保全状況報告書・年次報告書・調査台帳・個票の関係

<sup>2)</sup> 各構成資産の管理保全計画(CMP)の第6章を参照されたい。

#### 4. モニタリングの結果

23の構成資産を代表して、エリア2に属する鹿児島県の旧集成館(構成資産2-1)、寺山炭窯跡(構成資産2-2)、関吉疎水溝(構成資産2-3)の3つのモニタリング・カルテの事例(付属資料 e)-3)及び年次報告書の事例(付属資料 e)-4)を掲げる。

これらの3つを事例として掲げる理由は、23の構成資産に含まれる4種類の遺構(①石垣(石積み構造物を含む。)、②建造物、③地下遺構及びそれらと一体の地形、④庭園・園池)をすべて含んでいるからである。

#### 5. 参照すべき付属資料

- 付属資料 e)-1 世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」のモニタリング・カルテ
- 付属資料 e)-2 旧集成館(構成資産2-1／エリア 2)、寺山炭窯跡(構成資産2-2／エリア 2)、関吉の疎水溝(構成資産2-3／エリア 2)におけるモニタリング・カルテの調査台帳・個票(事例)
- 付属資料 e)-3 世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」のモニタリングの年次報告書の様式
- 付属資料 e)-4 旧集成館(構成資産2-1／エリア 2)、寺山炭窯跡(構成資産2-2／エリア 2)、関吉の疎水溝(構成資産2-3／エリア 2)におけるモニタリングの平成28年度年次報告書(事例)

## 勧告 ①

各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。

### 1. 背景

イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B)(100ページ)には、第39回世界遺産委員会決議において勧告 ①を付議する前提として、以下の諸点が記述された。

- 各構成資産の管理保全計画は、当該構成資産の管理保全に係る全体的な方針に統一性をもたらしてはいるが、各計画には相互に相違がみられる。構成資産間の統一性を確実なものとするためには、適切な管理保全手法に関して定期的な訓練及び人材育成が継続的に必要である。
- 特に構成資産の全てにわたって統一のとれた管理保全の取組を確実に実施するために、研修を通じて人材育成(能力開発)をより明確化することが必要である。
- 民間企業の内部では、顕著な普遍的価値のみならず、各構成資産が顕著な普遍的価値の証明にどのように貢献しているのかについて、(構成資産に)関係する管理者及びスタッフが理解できるようにするために、研修を受けられるようにすることが必要である。また、特に日常的な維持管理の必要性と保全の必要性との間の調和を保つことができるように、企業が必要に応じて関連の遺産専門家と連携し又は相談することも重要である。

### 2. 方向性

上記の背景を踏まえ、勧告 ①に対する方向性を以下のとおり定めた。

#### (1) 各エリア・各構成資産の人材育成に係る現状・課題の整理、方針の明示

エリアの全体を視野に入れた各構成資産の人材育成に係る現状(既に実施中の人材育成関係の施策)及び課題を整理し、今後の方針を示す。

#### (2) 資産全体に共通の人材育成に係る現状・課題の整理、方針の明示

構成資産の管理保全及び修復・公開活用の諸施策に関与する人材は、以下の4つの類型に区分できる。(1)の成果に基づき、4つの類型ごとに資産全体に共通する人材育成の方針・方法を示す。

- ① 構成資産の所有者・管理責任者
- ② 構成資産の現地において実際の管理業務に従事する者(指定管理者等)
- ③ 構成資産の現地において日常的な維持管理業務(清掃・修復を含む)に従事する者
- ④ 構成資産の現地において恒常的な案内業務に従事する者

#### (3) 資産全体の共通の人材育成の状況に関する把握と改善プロセスの導入

各構成資産で実施される人材育成について、構成資産間の統一性を確実なものとするため、人材育成の状況を定期的に把握するとともに、必要な場合には改善を行う。

### 3. 各エリア・各構成資産における人材育成の現状・課題、今後の方針

2-(1)に関し、各エリア・構成資産における人材育成の現状・課題、今後の方針については、付属資料 ①-1～①-8 に示すとおりである。

各エリア・各構成資産では、4に掲げる資産全体に共通の人材育成の方針・方法との整合性を保ちつつ、現在進行中の人材育成に係る方法を継続して実施することとしている。

### 4. 資産全体に共通の人材育成の方針・方法

各エリア・構成資産に共通の人材育成の方針・方法は、以下の(1)～(4)に示すとおりである。

#### (1) 人材の類型ごとに必要とされる能力

##### 1) 構成資産の所有者・管理責任者

当該構成資産の所有者／管理責任者として、「明治日本の産業革命遺産」の23の構成資産が一体として表す顕著な普遍的価値及びその中における構成資産の位置付け・特質を的確に理解し、既策定の管理保全計画(CMP)及び「修復・公開活用計画」に基づき適切な管理保全及び修復・公開活用の諸施策を統括的に推進する能力を持っていること。

##### 2) 現地において実際の管理業務に従事する者(指定管理者等)

当該構成資産の現地において実際の管理業務に従事する者(「指定管理者」に指定された者又は団体を含む。)として、「明治日本の産業革命遺産」の23の構成資産が一体として表す顕著な普遍的価値及びその中における構成資産の位置付け・特質を的確に理解し、構成資産の所有者・管理責任者の指揮監督の下に当該構成資産の管理保全及び修復・公開活用の諸施策を確実に履行する能力を持っていること。

##### 3) 現地において日常的な維持管理業務(清掃・修復を含む)に従事する者

当該構成資産の現地において日常的な維持管理業務(清掃・修復を含む)に従事する者として、「明治日本の産業革命遺産」の23の構成資産が一体として表す顕著な普遍的価値及びその中における構成資産の位置付け・特質を理解し、構成資産の所有者・管理責任者の指揮監督の下に当該構成資産の清掃・修復等の維持管理業務を確実に実行していく能力を持っていること。

##### 4) 現地において恒常的な案内業務に従事する者

当該構成資産の現地において恒常的な案内業務に従事する者として、「明治日本の産業革命遺産」の23の構成資産が一体として表す顕著な普遍的価値及びその中における構成資産の位置付け・特質を的確に理解し、構成資産の所有者・管理責任者の指導の下に来訪者に対して当該構成資産の説明(インタープリテーション)を確実に実行していく能力を持っていること。

#### (2) 人材の類型ごとに必要とされる育成項目

以下の 1)～4)の人材の類型ごとに必要とされる育成項目のうち、a)～e)は全ての人材の類型に共通する項目であり、f)は個別の類型に必要とされる項目である。

1) 構成資産の保有者・管理責任者

- a) 世界遺産についての概要(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(以下「世界遺産条約」という。))の概要を含む)
- b) 資産の顕著な普遍的価値及び当該構成資産の位置付け・特質に関する理解
- c) 資産全体の管理保全の仕組みに関する理解
- d) 当該構成資産(エリアを含む)の管理保全計画(CMP)及び「修復・公開活用計画」に関する理解
- e) 当該構成資産(エリアを含む)の管理保全の仕組み(モニタリング方法、定期研修など)に関する理解
- f) 人材育成責任者として、2)~4)の各類型の人材の業務内容を統括的に把握し、発生する課題への対応方法に関する理解

2) 現地において実際の管理業務に従事する者(指定管理者等)

- a) 世界遺産についての概要(世界遺産条約の概要を含む)
- b) 資産の顕著な普遍的価値及び当該構成資産の位置付け・特質に関する理解
- c) 資産全体の管理保全の仕組みに関する理解
- d) 当該構成資産(エリアを含む)の管理保全計画(CMP)及び「修復・公開活用計画」に関する理解
- e) 当該構成資産(エリアを含む)の管理保全の仕組み(モニタリングの構造、定期研修等)に関する理解
- f) 当該構成資産(エリアを含む)の管理保全の具体的な方法(清掃／修復時の指示、日々のチェックシートの使い方、危機時の対応等)に関する理解

3) 現地において日常的な維持管理業務(清掃・修復を含む)に従事する者

- a) 世界遺産についての概要(世界遺産条約の概要を含む)
- b) 資産の顕著な普遍的価値及び当該構成資産の位置付け・特質に関する理解
- c) 資産全体の管理保全の仕組みに関する理解(日常的な管理において、①「しなければならないこと」又は「してはならないこと」に関する判別、②世界遺産としての保全管理上、問題が発生した場合の連絡の方法等への理解)
- d) 当該構成資産(エリアを含む)の管理保全計画(CMP)及び「修復・公開活用計画」に関する理解
- e) 当該構成資産(エリアを含む)の管理保全の仕組み(モニタリングの構造、定期研修等)に関する理解
- f) 当該構成資産(エリアを含む)の管理保全の具体的な方法(業務上の留意点、日々のチェックシートの使い方等)に関する理解

4) 現地において恒常的な案内業務に従事する者

- a) 世界遺産についての概要(世界遺産条約の概要を含む)
- b) 資産の顕著な普遍的価値及び当該構成資産の位置付け・特質に関する理解
- c) 資産全体の管理保全の仕組みに関する理解
- d) 当該構成資産(エリアを含む)の管理保全計画(CMP)及び「修復・公開活用計画」に関する理解
- e) 当該構成資産(エリアを含む)の管理保全の仕組み(モニタリングの構造、定期研修等)に関する理解

- f) 当該構成資産(エリアを含む)の来訪者への説明(インタープリテーション)の方法に関する理解

**(3) 今後、追加すべき人材育成事業の項目**

**1) 資産保有者・管理責任者に対する人材育成事業**

多くの関係市では、新規採用職員向けの研修会等において、4-(2)-1)に列挙した人材育成項目のうち、a)・b)については実施しているが、c)・d)・f)についてはあまり実施していない。今後は、4-(3)-4)の①の教材を活用し、a)～f)の全ての項目について研修を行うことを目標とする。

また、室内研修だけでは理解が十分とはならない場合が多いことから、「明治日本の産業革命遺産」全体の顕著な普遍的価値の理解のために、構成資産間の訪問・交流等を行うことも視野に入れる。

特に、地方公共団体においては、人事異動により担当者が交代することがあるため、新たに着任した担当者への研修も確実にを行うことを目標とする。また、世界遺産の保全管理を主務とする部局のみならず、世界遺産に関連の観光振興・広報・インフラ管理等を行う部局の担当者への研修会も併せて行うことを目標とする。

関係地方公共団体が連携して資産全体及び個々の構成資産の管理保全及びインタープリテーションを推進するために設置した「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会は、内閣官房の協力の下に、各構成資産の管理保全及び修復・公開活用の諸施策に関わる地方公共団体等の職員を対象として、世界遺産条約の制度、明治日本の産業革命遺産の顕著な普遍的価値、その管理保全の手法等について、総括的な観点から、年間2回の研修会を実施しており、今後とも継続していくこととしている。当該研修会の開催実績を付属資料 f)-9 として添付した。

**2) 現地において実際の管理業務に従事する者(指定管理者等)に対する人材育成事業**

管理業務従事者に対する研修会を行っていないエリアも多く、今後の課題である。他方、エリア7 三池の万田坑では毎年、指定管理者向けの人材育成研修を実施している。今後も研修内容の充実を図ることとする。

今後の予定では、エリア2 鹿児島等において、管理業務従事者を対象とした研修会を実施することとしている。

今後、4-(3)-4)の①の教材を活用し、管理業務従事者向けの研修会の講師となる地方公共団体の職員を育成していくことも必要である。

**3) 現地において日常的な維持管理業務(清掃・修復を含む)に従事する者に対する人材育成事業**

各エリアには清掃・警備等の日常的な維持管理業務に従事する様々な団体が存在するが、現時点ではエリア2 鹿児島(構成資産2-1 集成館)及びエリア6 長崎(構成資産6-8 旧グラバー住宅)以外に人材育成事業が実施されているエリア・構成資産はない。

エリア2 鹿児島では各構成資産が所在する地元町内会が清掃活動を実施しているが、各町内会のメンバーも対象とした研修会の開催を予定している。

ただし、必ずしも全てのエリアで大規模な研修会を実施する必要があるわけではなく、

小規模な職業教育トレーニングを実施したり、資料配布等の情報提供を行ったりすることにより十分対応できる部分もあると考えている。

清掃・警備を担当する企業・団体に向けて、業務指示の段階で a)～f) について確実に伝達することとし、必要に応じて4-(3)-4)の①の教材を活用した研修を実施するなどの対策を講ずる。

#### 4) 現地において恒常的な案内業務に従事する者に対する人材育成事業

多くのエリアでガイド向けの研修会が実施されている。ただし、研修項目は a)・b)・f) を中心としており、必ずしも十分な状態ではない。また、各構成資産の歴史・特質については理解できても、「明治日本の産業革命遺産」の全体が持つ顕著な普遍的価値及び各構成資産の位置付けについて理解することは難しい。

こうした状況を踏まえ、平成29年度から、「明治日本の産業革命遺産」人材育成事業実行委員会において、文化庁の国庫補助事業として人材育成事業を実施している。人材育成事業は、人材育成のための教材の作成及び各構成資産の現地ガイド向けの研修会の開催により構成されている。

人材育成のための教材は、次の3種類を作成する。

- ① 「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産としての顕著な普遍的価値、各構成資産の貢献・位置付けなどを中心に、資産全体とその構成資産の保全及びインタプリテーションに関する内容等を網羅的に掲載した教材(平成29年12月完成予定)
- ② 伝える技術を学ぶことができる教材(平成29年10月完成)
- ③ 製鉄・製鋼、造船、石炭産業の産業史を学ぶことができる教材(先行して「製鉄・製鋼」に関する教材が平成29年12月完成予定。)

完成した教材は Web サイトに掲載し、誰でも閲覧できるようにする。

各構成資産の現地ガイド向けの研修会は、平成29年10月から平成30年2月までにエリア毎に開催する。

[平成29年]

- 10月 エリア4 釜石
- 11月 エリア8 八幡
- 12月 エリア3 蕨山

[平成30年]

- 1月 エリア1 萩、エリア2 鹿児島、エリア7 三池
- 2月 エリア5 佐賀、エリア6 長崎

研修プログラムは、教材を活用した講義、「明治日本の産業革命遺産」携帯アプリの操作方法等に関する説明で構成されている。

その他、エリア6 長崎では、長崎市が平成27年度に地方公共団体のボランティアガイドを対象とする研修会の一環として、エリア5 佐賀の三重津海軍所跡(構成資産5-1)及びエリア7 三池の三池炭鉱・三池港(構成資産7-1)・三角西港(構成資産7-2)の見学

及び地元ガイドとの情報交換・交流会を実施しており、今後とも構成資産間においてガイドの見学・交流を促進することとしている。

また、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会においても、各地のボランティアガイドの相互の課題を共有するとともに、その解決方法を議論し、さらに管理保全及びインタープリテーションのスキルアップのために、年間1回の情報交換会及び現地見学会を実施している。その実績を付属資料 f)-9 として添付した。

#### 5) 資産全体を視野に入れた統一的な人材育成事業の実施及び改善

以上の 1)から 4)までに掲げた事業を含む人材育成事業の全体について、内閣官房及び関係地方公共団体は、各構成資産及び資産全体における実施状況を定期的に把握し、統一的な運用が行われているか否かについて検証する。検証結果に基づき改善対策を精査し、実施する。

### 5. 参照すべき付属資料

付属資料 f)-1 エリア1 萩の人材育成の現状・課題及び方向性

付属資料 f)-2 エリア2 鹿児島の人材育成の現状・課題及び方向性

付属資料 f)-3 エリア3 蕨山の人材育成の現状・課題及び方向性

付属資料 f)-4 エリア4 釜石の人材育成の現状・課題及び方向性

付属資料 f)-5 エリア5 佐賀の人材育成の現状・課題及び方向性

付属資料 f)-6 エリア6 長崎(非稼働資産)の人材育成の現状・課題及び方向性

付属資料 f)-7 エリア7 三池の人材育成の現状・課題及び方向性

付属資料 f)-8 エリア8 八幡の人材育成の現状・課題及び方向性

付属資料 f)-9 これまでに「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会が開催した研修会等の企画の開催日程及び内容

### 勧告 g)

推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション(展示)戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し産業化の1又は2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション(展示)戦略とすること<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 世界遺産委員会は、委員会のサマリー・レコードに記載されているとおり、パラ 4.g)で言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインタープリテーション(展示)戦略に関し、日本が発したステートメントに留意する。(文書 WHC-15/39.COM/INF.19)

## 1. 背景

イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B)(99～100 ページ)には、第39回世界遺産委員会決議に含まれた勧告 g)の前提として、以下の諸点が記述された。

- 構成資産のインタープリテーションは、ほとんど、個別の構成資産に限定されており、資産全体の顕著な普遍的価値並びに各構成資産が資産全体及び他の構成資産とどのように関係しているかについてのインタープリテーションが、必ずしも提供されていない。
- 緊急に必要とされることは、各サイト又は構成資産がいかに資産全体に関係しているのか、特に日本の産業化の1又は2以上の段階をどのように反映し、どのように顕著な普遍的価値に貢献しているのか、ということを伝える明確なインタープリテーションである。

勧告 g) は、ユネスコ世界遺産一覧表への記載決定時の日本政府のステートメントについても脚注で言及し、以下のように指摘した。

- 各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション(展示)戦略とすること。

## 2. 対応:手法と成果

### 手法

日本政府は、世界遺産委員会の勧告g)について、以下の手法により対応した。

- 詳細な**インタープリテーション監査**を実施する。独立した国際的専門家に「世界遺産全体」と「構成資産/サイト特有」の2つの主要レベルでの監査を委託する。
- インタープリテーション監査の結果及び「文化遺産サイトのインタープリテーション及びプレゼンテーションに関するイコモス憲章(2008年)」に基づき、**インタープリテーション戦略**を作成する。
- インタープリテーション及びプレゼンテーションに関するイコモス国際学術委員会委員長を招聘し、進捗状況(世界遺産全体とサイト特有の進捗状況。現地視察を含む。)の考察と、**各サイトの「歴史全体」**のインタープリテーションに関する具体的助言を依頼する。

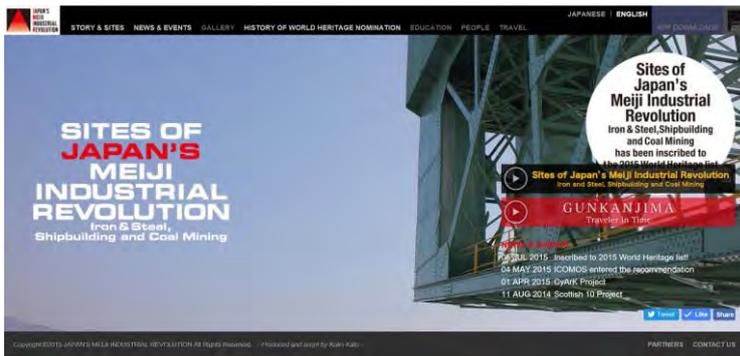
### 成果

1. 世界遺産全体のインタープリテーションの監査報告書(2017年5月～9月、内閣官房と国際的専門家が作成)  
構成資産/サイト特有のインタープリテーション及びプレゼンテーションの監査報告書(2017年1月～9月。本報告書は、本資産の世界遺産推薦時に技術的評価を担当していたイコモスの専門家が作成)
2. インタープリテーション戦略(内閣官房、2017年11月)
3. 上記2.には、監査時に特定された課題を概説するインタープリテーション計画(プログラム化したアクションを含む。)と、各サイトの「歴史全体」のインタープリテーションに関するイコモス国際学術委員会委員長の助言に基づくアクションが含まれる。

### 3.「インタープリテーション戦略」の概要

インタープリテーション監査により、「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーションを提供するための基準ラインが確認された。これには、世界遺産一覧表への記載後の共通の世界遺産全体レベルでの実質的成果と、全ての構成資産のサイト特有の進展が盛り込まれた。

#### 世界遺産全体に関する既存のインタープリテーション例



ウェブサイト



公式パンフレット



地図



アプリ



DVD



切手

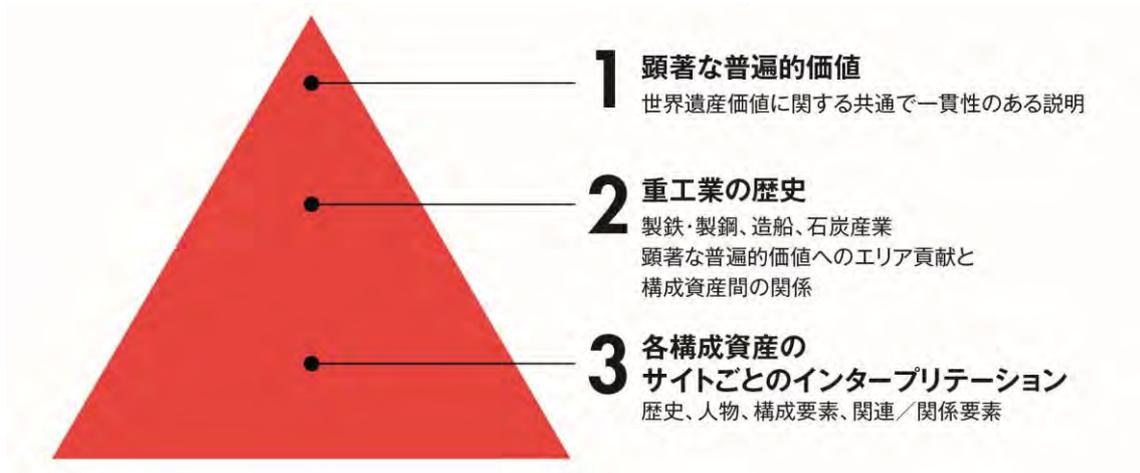


記念硬貨セット

イコモス憲章（2008年）は、インタープリテーション戦略の構成と内容についての指針を示しているが、内容は、各サイトとそれらのコミュニティ、地方及び中央の政府機関、国内外の専門家に至る幅広い関係者から寄せられた意見を基に作成する（付属資料 g)-1 を参照）。

## インタープリテーションの階層的アプローチ

### 「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーション及びプレゼンテーション：価値とテーマの階層



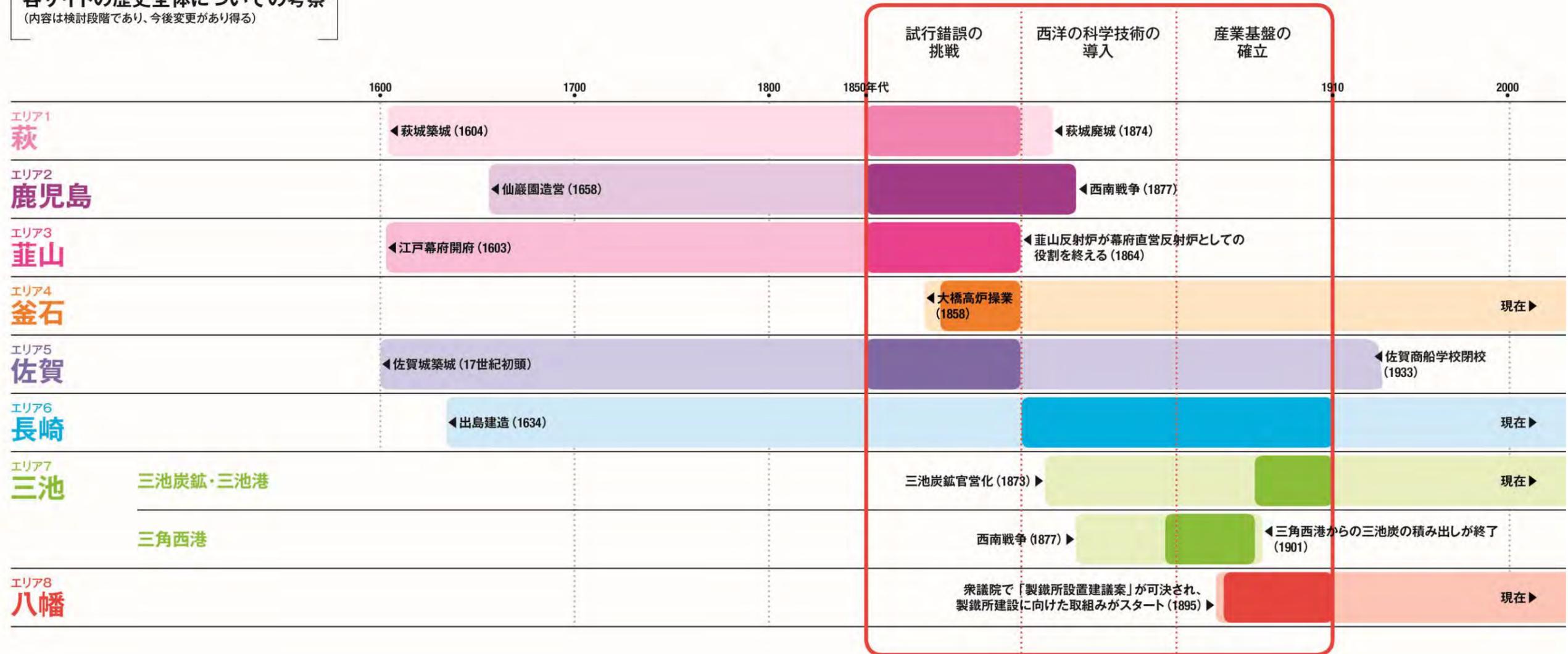
顕著な普遍的価値から導かれた全体のインタープリテーションのテーマは、常に全てのエリアと構成資産間で共有される。これは、エリアとサイト特有のテーマとストーリーを包括する最上位のテーマとなる。これにより、世界遺産レベルから地域レベルまで含めた全ての価値が、資産全体で一貫してプレゼンテーションされることとなる。

### 各ローカルビジターセンターにおけるインタープリテーションの流れ：

#### インタープリテーションの階層



各サイトの歴史全体についての考察  
(内容は検討段階であり、今後変更があり得る)



各サイトの「歴史全体」の理解を助けるために、構成遺産を補うサイトについてもインタープリテーションを行うこととし、以下の定義を適用する。

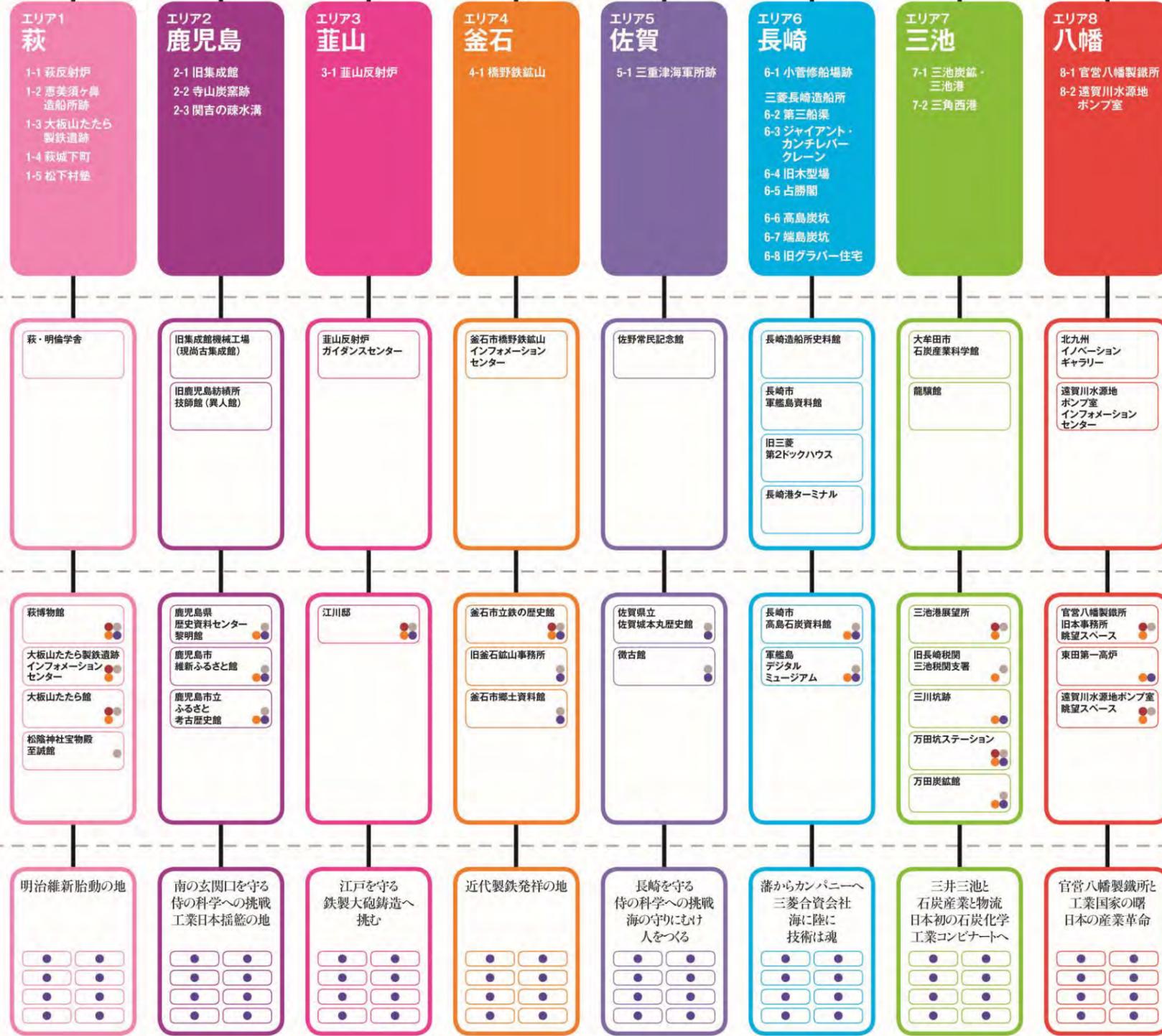
連携資産並びに施設 (**associated sites and facilities**) = 構成資産の歴史背景に関係し、地域における複合的かつ多面的な理解を促す資産

世界遺産の関連資産 (**related sites**) = 世界遺産価値を理解する上で、本遺産群を補足する資産。ユネスコの基準は満たしていないが、世界遺産の構成資産と同類の集団に属しているか、世界遺産価値と密接に関係し理解を促す資産。

物理的インタープリテーション及び  
プレゼンテーションの階層

産業遺産情報センター

- 世界遺産価値 (OUV)
- 産業史と各エリアのつながり  
産業史における構成資産の位置づけ
- 構成資産の説明
- 各サイトの歴史全体の理解に  
貢献する情報
- 関連資産の説明



世界遺産  
ビジターセンター

構成資産や産業分野の  
展示を行っている  
付属施設

各サイトの歴史全体の理解に  
貢献する連携資産・施設

**関連資産**

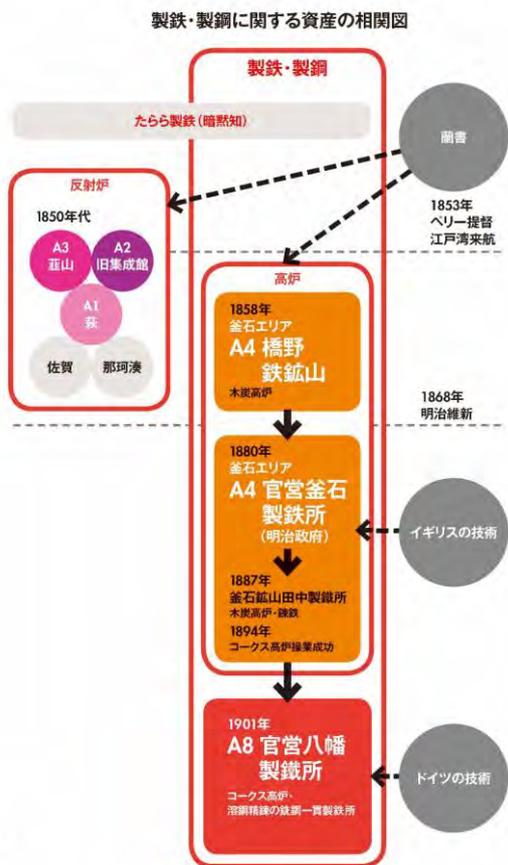
- 山口県下関市  
長州藩  
下関前田台場跡
- 四国連合艦隊を  
迎え撃つ  
下関戦争  
攘夷から開国へ
- 福岡県飯塚市  
旧伊藤伝右衛門邸
- 伊藤伝右衛門邸と  
筑豊飯塚の  
炭鉱(ヤマ)の  
記憶
- 福岡県田川市  
旧三井田川鉱業所  
伊田堅坑槽、  
伊田堅坑  
第一・第二煙突
- 山本作兵衛と  
筑豊田川の  
炭鉱(ヤマ)の記憶
- 佐賀県唐津市  
旧高取邸
- 高島炭鉱で  
財をなした高取伊好  
の旧高取邸と  
唐津の  
炭鉱(ヤマ)の記憶

## 3つの産業類型の時系列に沿った発展 (1850年代~1910年)

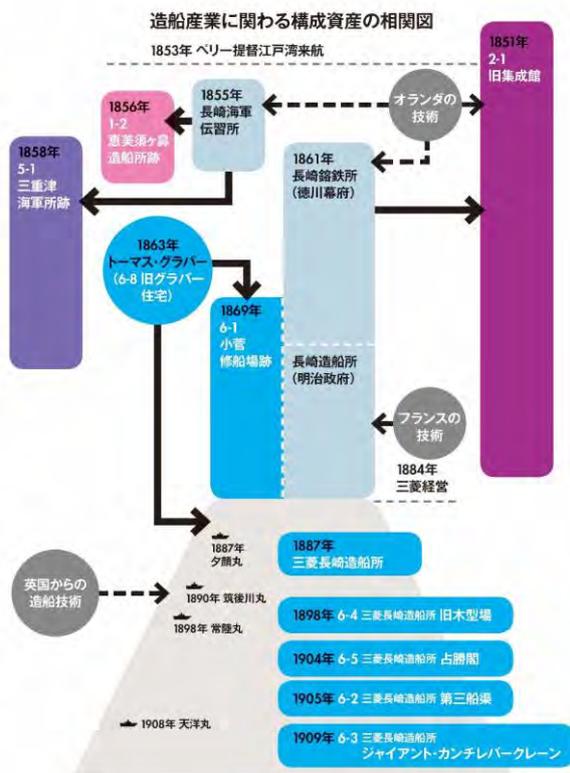
1850年代~1910年にかけての重工業分野（製鉄・製鋼、造船、石炭産業）における産業化の歩み



## 製鉄・製鋼に関する資産の相関図

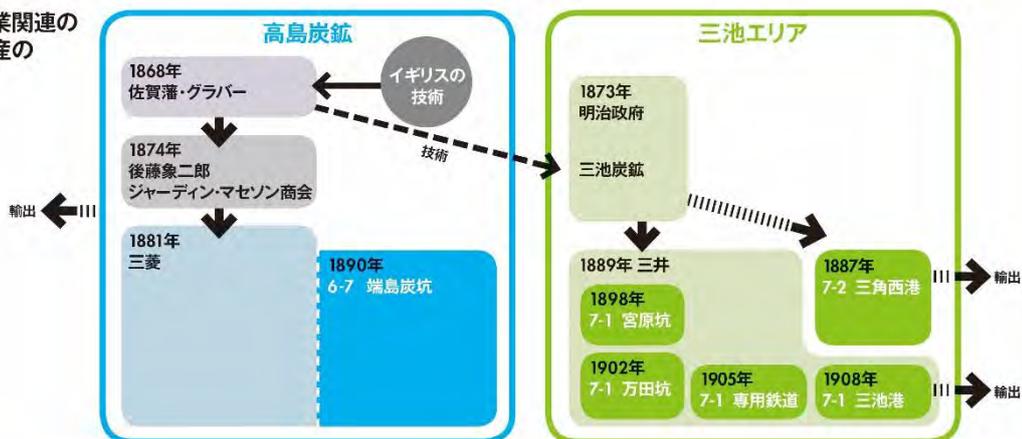


## 造船産業に関わる構成資産の相関図



## 石炭産業関連の構成資産の相関図

石炭産業関連の  
構成資産の  
相関図



#### 4. 「インタープリテーション計画」の概要

インタープリテーション監査とインタープリテーション戦略の成果として、下記のプログラムに示す9つの重要なステップが特定された。

タスク	説明	担当	タイムスケール
(1)	全ての構成遺産で一貫した顕著な普遍的価値の共通展示を展開	内閣官房、関係自治体	2018年度以降
(2)	各サイトの「歴史全体」の更新	内閣官房、関係自治体	2018年度以降
(3)	朝鮮人労働者を含む労働者に関する情報収集	一般財団法人産業遺産国民会議	2016年度から継続中
(4)	「産業遺産情報センター」(東京)の設置	内閣官房	2019年度
(5)	「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーションに関する認定制度の検討	一般財団法人産業遺産国民会議、関係自治体	2018年度以降
(6)	人材育成研修と研修マニュアル	一般財団法人産業遺産国民会議、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会	2017年度
(7)	世界遺産ルート	明治日本の産業革命遺産世界遺産ルート推進協議会	継続中
(8)	スコティッシュ・テンが開発したデジタル3Dリソースを用いた、長崎の非公開施設である第三船渠とジャイアント・カンチレバークレーンの現地及びオンラインでのインタープリテーション—特に仮想訪問	一般財団法人産業遺産国民会議	継続中
(9)	スコティッシュ・テンが開発したデジタル3Dリソースを用いた、小菅修船場跡と軍艦島の現地及びオンラインでのインタープリテーション—特に炭鉱のデジタル復元	一般財団法人産業遺産国民会議	継続中

上記ステップの詳細を以下に記載する。

## (1) 全ての構成資産で一貫した顕著な普遍的価値(OUV)の共通展示を展開

インタープリテーション戦略に基づき、全ての構成資産に一貫した顕著な普遍的価値の共通展示を実施する。全ての関係者が方針に合意し、ブランド感のある世界遺産スタイルで統一的に展示をコーディネートし、実施する予定である。

## (2)・(3) 労働者に関する情報収集を含む各サイトの「歴史全体」に関する進捗

内閣官房の「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」の委員、「明治日本の産業革命遺産」の登録に関わるイコモス査定に関与した国際ヘリテージの専門家、「インタープリテーションとプレゼンテーションに関する国際イコモス学術委員会」委員長他の助言により、以下の4つの方針が示された。

- 1) 顕著な普遍的価値のインタープリテーションに重点を置く:世界遺産の本来の目的に従い、各サイトにおいて、登録された資産の顕著な普遍的価値を、他の関連する問題と混同せずに明確に説明する。その上で、勧告gを履行する。
- 2) P.40に記載された顕著な普遍的価値の対象期間(1850年代から1910年まで)以外の各サイトの「歴史全体」の範囲は、1850年代以前と1910年から現在までの2つに分けられる。いずれにおいても各構成資産の背景の理解を補足する地域的な価値を念頭に「歴史全体」の範囲を絞り込む。さらに、各構成資産が立地するエリアにおける歴史全体のインタープリテーションについては、一次史料の収集や証言収録など質の高い調査を実施し、適宜、適切なメディアを通じていずれかの段階において公表する。
- 3) 産業労働の展示は、顕著な普遍的価値に重点を置くことを前提に、顕著な普遍的価値の対象期間における日本の産業労働に焦点を当てつつ、当該対象期間以外の産業労働については、第二次大戦中に日本政府としても国家総動員法に基づく徴用政策を実施し、戦前・戦中・戦後に多くの朝鮮半島出身者が日本の産業の現場を支えていたことが理解できる展示に取り組む。
- 4) 上記方針を踏まえつつ、朝鮮人労働者の徴用政策を含む戦前・戦中・戦後の在日朝鮮人に関する調査を実施する。

以上の方針を踏まえ(上記1)~4)の各々に対し)、以下の詳細な進捗状況とタイムスケールを設定する。

- 1) 2016-17年度にスキームを策定し、2018年度以降に、内閣官房の調整による方針の下で、全ての構成資産において一貫性のある顕著な普遍的価値のインタープリテーションを実施する。
- 2) 特別に委託した「インタープリテーション監査」において、複数の資産では既にP.40に記載された「歴史全体」のインタープリテーションが十分になされているとの評価を受けた。

留意を要するものについては、2018 年度以降における更新が計画されている。

なお、産業労働の理解を促す資料として、推薦書文中 239 ページに「山本作兵衛の炭坑の記録画ならびに記録文書」が紹介されている。本記録画並びに記録文書は、「明治日本の産業革命遺産」の推薦過程において、ユネスコ「世界の記憶」に申請され登録された経緯をふまえて「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーション戦略に位置づけられる。本記録画並びに記録文書は、八幡にコークス原料を供給する筑豊における往時の炭坑労働への理解を促すうえで重要である。現在は、世界遺産の関連資産である旧三井田川鉱業所伊田堅坑櫓及び同第一・第二煙突と同じ敷地内に設置された田川市石炭・歴史博物館等において展示されている。

- 3) 一次史料や口頭証言に基づき、適切な場合、産業労働の展示については 2018 年度以降に更新する予定である。
- 4) 内閣官房は、産業労働に関する一次史料を、2019 年度中を目途に東京に設置が予定されている「産業遺産情報センター」において一般市民に共有する方向で検討している。口頭証言、出版物調査、これまでほとんど検討されなかった一次史料の調査を含む、多くの調査が現在も進められている。

#### (4) 「産業遺産情報センター」の設置

第39回世界遺産委員会における決議(39COM 8B.14)の採択時に、勧告 g)の脚注として日本政府のステートメントの記録が言及された。

このため、日本政府は、2019 年度中を目途に総合的な情報センターとして「産業遺産情報センター」を東京に設置する方針であり、そのための費用を 2018 年度予算案に計上することを検討している。同センターは、産業遺産の保全の普及啓蒙に貢献する「シンクタンク」として、「明治日本の産業革命遺産」の資産全体を中心としつつ、産業労働を含む産業遺産に関する他の情報も発信する予定である。内容の詳細は現在検討中である。

#### (5) 「明治日本の産業革命遺産」のインタープリテーションに関する認定制度の検討

インタープリテーション戦略の実施に続き、インタープリテーションのクオリティ・アシュアランス(品質保証)を確保するために、2018 年度以降に、インタープリテーション提供者を広く認定する制度を検討し、全ての構成資産及び関連資産のインタープリテーションの普及啓蒙を促進する。

#### (6) 人材育成研修と研修マニュアル

インタープリテーション監査時に全ての構成遺産で実施されたインタープリテーション講義の入門シリーズに続き、2017 年度中に各サイトにおいて一連の人材育成研修を実施するとともに、各サイトのインタープリテーション・スタッフとボランティアが使用する研修マニュアルを提供する。

## (7) 世界遺産ルート

世界遺産のガイドンスと観光インフラを提供する世界遺産ルートのプロモーションが実施されている。これには、地図とアプリ、GPS ナビゲーション、統一ロゴを使用した道路標識などが含まれ、全ての構成遺産や関連遺産に来訪者を誘導している。「世界遺産ルート推進協議会」は、世界遺産サイトの関係者、観光・旅行代理店、鉄道、飛行機、バス、タクシーを含む交通機関により構成される。



クラシックカーを使ったプロモーション

台湾のトラベルフェアでのプロモーション(2016年)



JR九州による特別プロモーション(熊本県):

浪漫クルーズとA列車で万田坑と三角西港を訪ねる1日80名の特別限定ツアー

## (8) スコティッシュ・テンが開発したデジタル 3D リソースを用いた、長崎の非公開施設である第三船渠とジャイアント・カンチレバークレーンの現地及びオンラインでのインタープリテーション—特に仮想訪問

2014年にスコティッシュ・テンの3Dデジタル・ドキュメンテーションで、長崎のジャイアント・カンチレバークレーンと第三船渠のレーザースキャンを行った。両方とも稼働資産であり一般公開されていない。そのため、作成された詳細な3Dモデルが世界遺産の公式アプリのコンテンツとして搭載され、サイトへの仮想訪問の提供に活用されている。

## (9) スコティッシュ・テンが開発したデジタル 3D リソースを用いた、小菅修船場跡と軍艦島の現地及びオンラインでのインタープリテーション—特に炭鉱のデジタル復元

2014年に、スコティッシュ・テンの3Dデジタル・ドキュメンテーションで、長崎の小菅修船場跡と軍艦島のレーザースキャンを行った。両方とも一般公開されているが、詳細な3次元記録

による高度なデジタルリソースを使用することで、将来的に現地及びオンラインのインタープリテーションを発展させることができる。

## 5. 参照すべき付属資料

付属資料 g)-1 インタープリテーション戦略

## 勧告 h)

集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、『世界遺産条約履行のための作業指針』第 172 項に従って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。

## 1. 背景

イコモス評価書(WHC-15/39.COM/INF.8B)(96ページ)には、第39回世界遺産委員会決議において勧告 h)を付議する前提として、以下の諸点が記述された。

- 集成館の道路建設計画

現在、国道10号が構成資産の範囲外にあたる緩衝地帯内を通過しているが<sup>1</sup>、背後の丘陵部を通過させて国道を迂回させる整備が検討されている。バイパス建設の所管省庁(国土交通省)は設計及び建設を、世界遺産保護に関する内閣官房決定(「管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」<sup>2</sup>)、管理保全計画及び全ての関連法案に従って行わなければならない。現在、この道路建設は計画の段階であり、建設工事開始の時期は未定である。この建設計画により、小規模の近代的商業施設が撤去されて構成資産のセッティングが向上し、考古学的調査が進展して遺構への理解を深めることが可能となる。

- 三重津海軍所跡の道路建設計画

緩衝地帯の北東範囲外に建設が計画されている道路(有明海沿岸道路)及び橋梁(早津江川)の最初の設計を修正するべく、地区・国内・国際レベルで協議が行われている。その結果、橋梁の設計は構成資産及び対岸に広がる眺望への影響を避けるように修正された。この開発は未だ計画段階にあり、建設工事開始の時期は未定である。これは比較的大きな開発計画であるため、審査のためにさらに詳細な報告の提出が求められる。

- 三池港の開発計画

地元の漁船が大型貨物船との間で安全に航行できるようにし、高潮からも保護できるようにするために、新しい小型船溜まりの建設が計画されている。計画は世界遺産への登録推薦の準備前から進められていたが、建設は2020年代まで開始される予定はない。登録推薦が具体化してからは、物理的景観の影響を最小限にするために最初の設計は変更されている。この船溜まりは三池港の西端に建設される予定で、既設護岸の一部が取り壊されることになっている。審査のためにさらに詳細な報告が必要とされる。

- 新しいヴィジターセンター／関連施設建設計画

予想される来訪者の増加に備えて、下記のサイトにおいて緩衝地帯に新しく来訪者関

<sup>1</sup> 現在、国道10号は緩衝地帯内ではなく、構成資産の範囲内を通過している。したがって、この箇所に関するイコモスの指摘は誤りである。

<sup>2</sup> 管理保全の一般方針及び戦略的枠組み;ユネスコ HP(<http://whc.unesco.org/uploads/nominations/1484.pdf>, pp.487-559)を参照。

連施設が建設される予定である。

- 萩:施設新築予定(2015年着工、2017年開設)
- 蕨山:施設新築予定(2015年着工、2016年開設)
- 三池:三池港施設新築予定(2016以降に着工)
- 八幡:施設新築予定(2016年以降、北九州市では新築又は増築、中間市では新築)

イコモス評価書に記載された上記の事項以外に、官営八幡製鐵所(エリア8 八幡／構成資産8-1)に含まれる旧本事務所・修繕工場・旧鍛冶工場、及び遠賀川水源地ポンプ室(エリア8 八幡／構成資産8-2)については、耐震補強後の追加的な修復及び部材の劣化が進行している箇所の修復等を可及的速やかに実施する必要がある。そのため、新日鐵住金株式会社は平成29年度中に修復事業に着手することを予定している。

## 2. 方向性

上記の背景を踏まえ、勧告 h)に対する方向性は以下のとおりである。

### (1) 既に保全状況報告書を提出済みの事案

勧告 h)では4つの開発事業等に関する事案が言及されたが、そのうち以下の3つの事案については、平成27年11月30日にユネスコ世界遺産センターに各報告書を提出済みである。

- 1) 集成館において都市計画決定する道路の進捗状況について記述した保全状況報告書(付属資料 h)-1 を参照)
- 2) 三重津海軍所跡において着工予定の道路橋梁の遺産影響評価報告書(付属資料 h)-2 を参照)
- 3) 蕨山反射炉において建設中の来訪者施設(ガイダンス施設)に関する進捗状況報告書(付属資料 h)-3-1 を参照)

### (2) 今後、保全状況報告書を提出する予定の事案

勧告 h)において言及された今ひとつの事案である三池港における小型船舶の係留施設の建設については、現在、計画内容及び着手時期について検討中の段階にある。計画内容及び着手時期の概要が定まった段階で進捗状況報告書を提出する予定である。

また、勧告 h)では言及されなかったが、イコモス評価書において例示された4つの新たなヴィジターセンターの建設計画のうち、「萩」の事案については、本保全状況報告書に添付して提出する(付属資料 h)-4)。

### (3) その他

イコモス評価書において例示された三池・八幡のヴィジターセンターの事案については、新設や増設の必要性も含めて検討を行っているところである。

また、新日鐵住金株式会社が平成29年度中に着手を予定している官営八幡製鐵所及び遠賀川水源地ポンプ室の修復に係る事案については、既に平成29年9月28日に『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に基づく保全状況報告書をユネスコ世界遺産センターに提出しており、同文を付属資料 h)-5 として添付する。

### 3. 各事案の進捗状況及び顕著な普遍的価値への影響

#### (1) 旧集成館における都市計画道路の移設計画

本計画は、現在、旧集成館(エリア2 鹿児島／構成資産2-1)の範囲内を通過している国道を、旧集成館の西方に当たる山域内に移設しようとするものである。緩衝地帯の縁辺の一部を通過することとなるが、集成館の山側の地下をトンネルで通過するものであり、構成資産内からの眺望に影響を与えることはなく、構成資産のセッティングを保全している緩衝地帯への負の影響も皆無である(付属資料 h)-1)。

平成27年11月30日に提出した保全状況報告書は、現時点での進捗状況の報告を目的としていた。その後、同報告書に記載した路線位置のとおり、平成27年12月22日に鹿児島県が都市計画決定を行った。今後、国が道路建設の予算を確保した後に実施設計に着手するに当たっては、遺産への影響評価を行い、改めて世界遺産センターに報告書を提出することとする。

#### (2) 三重津海軍所跡における道路橋梁の新設計画

本計画は、三重津海軍所跡(エリア5 佐賀／構成資産5-1)の緩衝地帯の外側に隣接して有明海沿岸道路及びその橋梁を新設しようとするものである。三重津海軍所跡の顕著な普遍的価値の証明に貢献する構成要素は地下遺構であり、構成資産及び緩衝地帯の範囲外での工事による直接的な影響は発生しない。また、構成資産の範囲内から展望される景観に対する影響について評価を行い、その結果に基づき設計を変更したことにより、景観への影響も最小化されている。道路管理者と遺産管理者である佐賀市との間の協議は、今後とも行うこととしている(付属資料 h)-2)。

#### (3) 葦山反射炉における来訪者施設(ガイドンス施設)の新設計画

本計画は、葦山反射炉(エリア3 葦山／構成資産3-1)の南西隣接地に来訪者施設(ガイドンス施設)を新設しようとするものである。当該施設の建設は、世界遺産としての顕著な普遍的価値及び葦山反射炉の位置付け・特質に関する理解に大きく資するものである。また、反射炉に連坦する周辺景観への配慮も十分に達成されており、建設に至った手続きについても問題はない。したがって、本施設の建設及び周辺の整備が顕著な普遍的価値に対して悪影響を与えることはない。(付属資料 h)-3-1)

平成28年12月に開館した当該施設の外観及び内部の展示の状況については、付属資料 h)-3-2 に示すとおりである。

#### (4) エリア1 萩の緩衝地帯における新ビジターセンターの開設

本計画は、萩城下町(エリア1 萩／構成資産1-4)の緩衝地帯内に存在した萩市立明倫小学校の木造校舎を修復し、世界遺産のビジターセンターとして開設しようとするものである。当該施設は、世界遺産としての顕著な普遍的価値及びエリア1 萩に所在する5つの構成資産の位置付け・特質等の理解に大きく資するものである(付属資料 h)-4)。

新ビジターセンターは、萩城下町の緩衝地帯内に位置し、明治18年創立の萩市立明倫小学校の旧木造校舎を修復し、内部を活用して開館したものである。

4棟の旧校舎のうち、ヴィジターセンターとして開館した木造2階建ての木造建築1棟は昭和10年の建造で、今回の開館に当たり当時の形姿に配慮して内外装を改修したほか、耐震補強工事も実施した。また、修復・公開活用に係る法的又は合意形成上の手続きについても問題はない。したがって、本施設の開設及び周辺の外構の改修は明治日本の産業革命遺産の顕著な普遍的価値の理解・保全に大きく貢献するものであり、悪影響を及ぼすことは全くない。

#### (5) 官営八幡製鐵所、遠賀川水源地ポンプ室の修復

本計画は、官営八幡製鐵所(エリア8 八幡／構成資産8-1)のうち耐震補強が完了した旧本事務所の内装を復旧し、同官営八幡製鐵所の修繕工場・旧鍛冶工場及び遠賀川水源地ポンプ室(エリア8 八幡／構成資産8-2)のうち部材の劣化が進んでいる箇所を修復を行おうとするものである。いずれも顕著な普遍的価値に貢献する構成要素の維持・強化に資するものである(付属資料 h)-5)。

旧本事務所の内装に用いられていた壁紙等は、経年により著しく劣化していたため耐震補強に際していったん除去したが、今回、元の伝統的な技法に基づき復旧する。また、修繕工場・旧鍛冶工場及び遠賀川水源地ポンプ室の外壁のうち、状態が悪化している部位を修復し安定化を図る。修復の過程で元の構造が不安定化していることを確認した場合には、当該箇所の部材を除去し、同種の部材と取り替えることとする。そうすることにより、建造物全体の構造を強化し、顕著な普遍的価値に寄与する部位を長期的に維持することが可能となる。

#### 4. 参照すべき付属資料

- |             |  |
|-------------|--|
| 付属資料 h)-1   | 旧集成館において都市計画決定する道路の進捗状況報告書             |
| 付属資料 h)-2   | 三重津海軍所跡において着工予定の道路橋梁の遺産影響評価報告書         |
| 付属資料 h)-3-1 | 葦山反射炉において建設中の来訪者施設(ガイドンス施設)に関する進捗状況報告書 |
| 付属資料 h)-3-2 | 平成28年12月に開館した葦山反射炉の来訪者施設(ガイドンス施設)      |
| 付属資料 h)-4   | エリア1 萩の緩衝地帯における新ヴィジターセンターに関する報告書       |
| 付属資料 h)-5   | 官営八幡製鐵所、遠賀川水源地ポンプ室の修復に関する保全状況報告書       |